

せいかつ
生活のしおり



なご やしょうねんかんべつしょ
名古屋少年鑑別所

ひかんございしょしゃ じょし よう
被観護在所者(女子)用

も く じ

☆はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I 生活せいかつの仕方しかた

☆生活せいかつのきまり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

☆健康けんこう診断しんだん・診察しんさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

☆運動うんどう・・ 5

☆入浴にゅうよく・・ 6

☆洗濯せんたく・・ 8

☆つめ切りき・調髪ちょうはつ・綿棒めんぼう・カミソリ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

☆衣類いるいや日用品にちようひんの取扱いとりあつか（貸与たいよ・支給しきゅう）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

☆衣類いるいや日用品にちようひんの取扱いとりあつか（携有けいゆう・差入れさしい）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

☆衣類いるいや日用品にちようひんの取扱いとりあつか（購入こうにゅう）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

☆衣類いるいや日用品にちようひんの取扱いとりあつか（宅下げたくさ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

☆衣類いるいや日用品にちようひんの取扱いとりあつか（廃棄はいき）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

☆お金かねの取扱いとりあつか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

☆書籍しよせき・新聞紙しんぶんし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

☆宗教しゅうきょう教誨きょうかい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

☆一般面会いっぱんめんかい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

☆付添人等面会つきそいにんとうめんかい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

☆手紙等てがみとう・・ 34

☆少年鑑別所しょうねんかんべつしょの生活せいかつで苦情くじょうがあるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

☆職員しよくいんに相談そうだんしたいことがあったとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

☆生活せいかつする上で心こころがけること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

☆審判しんぱんと処分しよぶん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

☆少年鑑別所しょうねんかんべつしょ視察しさつ委員会いいんかい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

II 少年鑑別所しょうねんかんべつしょでの生活せいかつ

☆生活表せいかつひょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

☆一日いちにちの生活せいかつの流れなが・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

☆	<small>たんどくしつせいかつ</small> 単独室生活	56
☆	<small>きょうどうしつせいかつ</small> 共同室生活	58
☆	<small>そうさくかつどう</small> 創作活動・ <small>かだい さくぶん</small> 課題作文・ <small>にっき</small> 日記・ <small>びょうが</small> 描画	59
☆	<small>きょうよう</small> 教養VTR・ <small>かだい</small> 課題VTR	61
☆	<small>かいが</small> 絵画	61
☆	<small>がくしゅうとう</small> 学習等	62
☆	<small>ざっきちょう</small> 雑記帳・ノート	64
☆	<small>じしん</small> 地震や <small>かじ</small> 火事が <small>お</small> 起きたら	64
☆	<small>こくみんねんきん</small> 国民年金（ <small>こうてきねんきん</small> 公的年金） <small>せいど</small> 制度について	65
☆	<small>しょうねんかんべつしょ</small> 少年鑑別所で行う <small>おこな</small> 不在者投票 <small>ふざいしゃとうひょう</small> について	68
☆	マイナンバーカードについて	69
☆	<small>じょし</small> 女子のひとは	71

はじめに

きょう 今日から、あなたは、なごやしやうねんかんべつしよ 名古屋少年鑑別所で生活することになりました。

まずは、かていさいばんしよ 家庭裁判所のことやしやうねんかんべつしよ 少年鑑別所のことについて説明します。

なお、この生活のしおりは、やぶ 破いたり、きよしつがい 居室外に持っていったりしないでください。

(1) 期間

あなたは、かていさいばんしよ 家庭裁判所の「観護措置」という決定でしやうねんかんべつしよ 少年鑑別所に入ってきました。かんごそち 観護措置の期間はまず2週間、そして多くのおお 人は1回更新され、多くのおお 人は、おおむね3～4週間で「審判」を迎えます。さらにかんごそち 観護措置の期間が更新される場合、しやうねんかんべつしよ 少年鑑別所で過ごす期間は最大8週間(56日間)となり、しんぱん 審判の日までしやうねんかんべつしよ 少年鑑別所で生活することになります。しんぱん 審判の日は、かていさいばんしよ 家庭裁判所が決めます。しんぱん 審判の日が決まったら、すぐにあなたに知らせます。

(2) 「審判」とは? 「鑑別」とは?

「審判」は、しんぱん 大人の「裁判」に近いものです。「審判」では、しんぱん 裁判官から処分をい わた 言い渡されます。しよぶん 処分には、ほごかんさつ 保護観察やしやうねんいんそうち 少年院送致などがあります。しよぶん 処分については、あとくわ 後で詳しく説明します。「審判」の日まで、しんぱん 自分をみつめ、きもち 気持ちを落ち着かせて生活することが大切です。

しやうねんかんべつしよ 少年鑑別所では、かんべつ 鑑別を受けます。具体的には、めんせつ 面接やテストを受けたり、ひび 日々の生活やけんこうじょうたい 健康状態などを調べたりします。

I 生活の仕方

1 生活のきまり

しゃかい 社会にきまり(法律)があるように、しやうねんかんべつしよ 少年鑑別所にも守らなければならないきまり(規則)があります。まずは、つぎしめ 次を示す<生活のきまり>をよく読んで覚え、これ

まも きちも おつ せいかつ
を守って、気持ちよく落ち着いた生活をするようにしましょう。

〈生活のきまり〉

- ほかの人に暴力を振るったり、暴力を振るってけがをさせたりしないこと。
- ほかの人を脅したり、脅して要求ごとをしたりしないこと。
- かけ事やそれに似たようなことをしないこと。
- ほかの人の持ち物を盗まないこと。
- 面会や手紙を利用して、これらの行為をしたり人に頼んだりしないこと。
- そのほか、法律に触れるような行為をしないこと。
- ほかの人とけんかや口論をしないこと。
- ほかの人を言葉で傷つけたり、いじめたり、ばかにしたりしないこと。
- 部屋の中で大きな物音をたてたり、騒いだりしないこと（歌をうたったり、口笛を吹いたりしないこと。また、物を叩いて騒音を発生させないこと。）。
- 人が嫌がることをしたり、言ったりしないこと。
- 自殺しようとしめないこと。
- 自分の体を傷つけたり、入れ墨を入れたり、髪やまゆ毛を抜いたり、剃ったりしないこと（体にピアス穴がある人は、そこに物を入れてもいけません。）。
- 理由もなく食事をとるのを拒否しないこと。
- 食べ物や飲み物以外の物を食べたり飲んだりしないこと。
- 職員の指示に従わなかったり、勝手な振る舞いをしたりしないこと。
- 職員にしつこく言い寄って困らせないこと。
- うその申出をしないこと。
- 逃げようとしたり、逃げる計画を立てたりしないこと。
- 少年鑑別所の設備や借りている物を壊したり、汚したりしないこと。

- 面会・手紙以外の手段で外の人と連絡をとったり、とろうとしたりしないことと。
- 危険な物を居室内に持ち込んだり、それを用いて建物を壊したり、ほかの人に危険を及ぼすようなことはしないこと。
- 火を起こしたり、有毒なガスを発生させたりしないこと。
- 物をまき散らして部屋の中を汚したり、落書きをしたりしないこと。
- 健康診断を拒否したり、必要な診療を拒否したりしないこと。
- わいせつな行為やほかの人に性的な行為をしないこと。
- 手続を受けずに、物を隠し持たないこと。
- 自分の持ち物や少年鑑別所の物を、本来の目的以外の使い方をしないこと。
- 許可なく、物を製作しないこと。
- 自分の持ち物や少年鑑別所から借りた物を、ほかの人と交換したり、貸し借りしたりしないこと。
- 自分の持ち物や少年鑑別所の物を、許可を得ずに勝手に捨てないこと。
- 食事や菓子を、ほかの人と交換したり、ほかの人に与えたりしないこと。
- ほかの人とプライバシーに関わること（住所・電話番号・審判日・事件のこと・地元のこと・家族のこと・友人のことなど）を聞いたり、教えたりしないことと。
- 会話が禁止されている場面で、理由もなくほかの人と会話をしないこと。
- 決められた場所から勝手にいなくなるしないこと。
- ほかの部屋の人と窓越しに話したり、呼びかけたり、合図をしたり、紙切れなどで連絡を取り合ったりしないこと。
- 廊下を歩く際、ほかの部屋をのぞかないこと。

- 自分^{じぶん}の手紙^{てがみ}をほか^{ひと}の人に書^かかせないこと。
- 寝^ねていい時間^{じかん}帯^{たい}や横^{よこ}になっていい時間^{じかん}帯^{たい}以外^{いがい}に、寝^ね転^{ころ}がらないこと。
- 決め^きられた点呼^{てんこ}を受ける位置^{うち}や、布団^{ふとん}を敷^しく位置^{いち}、居室^{きょしつ}の中^{なか}の物^{もの}の位置^{いち}を勝手^{かって}に変^かえないこと。
- そのほか、ほか^{ひと}の人に迷惑^{めいわく}をかけるような行^{こう}為^いをしないこと。
- これらのきまりを破^{やぶ}ることを企^{くわ}てたり、ほか^{ひと}の人に破^{やぶ}るようそそのかしたり、破^{やぶ}ることを手^て伝^だたりしないこと。

以上^{いじょう}のことを守^{まも}れなかったときは、規則^{きそく}違反^{いはん}があつたかどうかを調査^{ちやうさ}します。そして、違反^{いはん}があつた場合^{ばあい}には、二度^{にど}とそのようなことをしないための手立^{てだ}てをとることがあります。

2 健康^{けんこう}診断^{しんだん}・診察^{しんさつ}

入所^{にゅうしょ}した日^ひか直近^{ちよつきん}の平日^{へいじつ}に、医師^{いし}による健康^{けんこう}診断^{しんだん}を^{おこな}行^いいます。今^{いま}までのけがや病^{びょうき}気^きのこと、現^{げん}在^{ざい}のけがや病^{びょうき}気^きのことについてきちん^{せつめい}と説明^{せつめい}してください。

具^ぐ合^{あい}が悪い^{わる}ときなどは、診^{しん}察^{さつ}を申^{もう}し出^でてください。費^ひ用^{よう}はかかりません。

入所^{にゅうしょ}前^{まえ}にあなたを診^{しん}察^{さつ}してくれてい^いた医^い師^しの診^{しん}療^{りょう}を受^うけたい場合^{ばあい}には、認^{みと}めらる^ら場合^{ばあい}がありますので、医^い務^む課^かの職^{しよく}員^{いん}に相^{そう}談^{だん}してください。

<薬^{くすり}が出^だされたとき>

食^{しょく}後^ごや寝^ねる前^{まえ}など、使^{しよう}用^{よう}する時^{じかん}間^{かん}になつたら職^{しよく}員^{いん}が部^へ屋^やまで持^もって行^いきます。職^{しよく}員^{いん}から薬^{くすり}をもらってください(塗^ぬり薬^{くすり}などは、部^へ屋^やの中^{なか}で持^もつことのできる場合^{ばあい}もありますが、職^{しよく}員^{いん}の指^し示^じを守^{まも}って使^{しよう}用^{よう}してください。)

飲^のみ薬^{くすり}は、口^{くち}に入^いれたら、飲^のみ込^こむ前^{まえ}に薬^{くすり}がきちん^{ちん}と口^{くち}の中^{なか}にあるかを職^{しよく}員^{いん}に見^みせます。飲^のみ終^おわつたら、口^{くち}を開^あけ、舌^{した}を^あげ、薬^{くすり}が口^{くち}の中^{なか}に残^{のこ}っていないか

を職員に見せます。さらに、コップに薬が残っていないかを見せてください。

3 運動

運動は毎日行いますが、その日によって運動を行う場所や時間、内容が変わることがあります。大きく分けて運動には、部屋の外で行う運動（**戸外運動**）と、部屋の中で行う運動（**室内運動**）の2種類があります。

(1) 部屋の外で行う運動（**戸外運動**）

部屋の外で行う運動は、天気の良い平日は運動広場で、雨天などの場合はピロティ（天井のある屋外スペース）で行います（**屋外運動**）。平日でも運動広場やピロティが使えない場合には、レクリエーション室などで行うこととなります（**居室外運動**）。

部屋の外で行う運動への参加を希望する人は、前日の夜間に希望を聞きますので、そのときに申し出てください。ただし、次の場合は運動に参加できません。

- 入所時の健康診断を受けていないとき
- 健康診断の結果、医師から運動が制限されているとき
- 体調不良等により、診察の希望を申し出ているとき
- 運動の時間帯に、調査官調査や調髪などの予定が入っているとき
- 運動の実施日が審判あるいは移送等の当日であるとき
- そのほか、運動を実施することが不相当と認められるとき

部屋の外で行う運動は、原則としてほかの人と一緒に行うので、ほかの人に話しかけたり不要に接触したりしようとせず、職員の指示にきちんと従って参加してください。従えないときは、参加できなかったり、途中で運動を中止したりする場合があります。

(2) 部屋の中で行う運動（室内運動）

部屋の中で行う運動（室内運動）は自主的に行うものです。参加する場合には職員に申し出る必要はありません。

ビデオ放送が流れている間は、テレビのスイッチを入れてビデオの動きを参考にして体を動かすことができます。また、室内運動の時間中は、ビデオの動きとは関係なく、部屋の中で、ストレッチ運動や腕立て伏せなどの筋力トレーニングを行うこともできます。ただし、ほかの部屋には学習や読書をしている人もいますので、できるだけ周りに迷惑にならないようにして行ってください。

特に、次の運動は物品の破損や怪我につながるためやめましょう。

- 居室内の備品（机、ロッカー、布団、ほうきなど）を使う運動
- シャドーボクシングや格闘技の型など、激しい動きのある運動
- ジャンプや逆立ちなど、大きな音や振動をともなう運動

なお、居室内運動の時間外であっても、短時間であれば、体をほぐすためなどに、首や腕を回したり、背伸びをしたりすることができます。

4 入浴

体を清潔に保つために、次の表にしたがって、決められた日には入浴を行います。健康上の理由で、入浴が禁止されている場合などを除き、必ず入浴してください。

<入浴を行う日>

げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金
○		○		○

ここに示したのは浴槽につかる入浴です。入浴時間は、約20分間です。

<入浴時の持ち物>

- ・ タオル類（バスタオル・あかすりタオルを含む。）
- ・ 石けん又はボディークリーム
- ・ シャンプー類（リンス、コンディショナーを含む。）
- ・ 着替え（パンツ、シャツなどの肌着類）
- ・ 洗濯ネット（洗濯したい肌着類、靴下及びタオルを入れておく。）
- ・ 洗面器

自分のシャンプーを持っていない人は、浴室にリンスインシャンプーを備え付けてありますので、それを使ってください。

<入浴の仕方>

☆ ほかの人と一緒に入浴を行う場合、ほかの人と話したり不要に接触しよ
うとしたりせず、職員の指示に従って行って下さい。

- ① 入浴の順番が来たら、洗面器の中に入浴時の持ち物に書いてある物をすべ
て入れて準備し、洗面器を持って居室を出ます。
- ② 浴室に入る前に棚とシャワーの番号を伝えられますので、指示された番号の棚
とシャワーを使います。
- ③ 浴室に入ったら、まず身体や髪を洗います。シャワーを使うときは、周りの人
にお湯が掛からないように座って使しましょう。
- ④ 石けんやシャンプーをよく洗い流してから、浴槽に入ります。浴槽に入るとき
は温度を確かめて、やけどをしないように気をつけましょう。
- ⑤ 浴槽から出たら、自分の使っていたシャワーや蛇口の向き、椅子の位置などを次
に使う人のために、きちんと元の状態に戻しておきます。洗い場で体についた
水滴を拭き、だいたいしずくがたれなくなってから脱衣所に上がります。

5 せん たく 洗 濯

自分が使用する衣類（室内着や運動着）や寝具類（枕カバー、シーツなど）は、次のように洗濯や交換をしますので、清潔な状態を保つように心掛けましょう。

<少年鑑別所から貸した衣類や寝具類の取扱い>

- 少年鑑別所から貸した衣類や寝具類は、少年鑑別所で洗濯します。種類ごとに定期的に洗濯や交換を行いますので、放送の指示に従って、洗濯物を食器口に出してください。
- 少年鑑別所から貸した衣類のうち、肌着類（パンツ、シャツ）、靴下、タオル及び夏季貸与品（半袖ドライTシャツ、ハーフパンツ、保冷枕カバー）は、入浴日に洗濯ネットに入れて脱衣所に用意してある洗濯物回収カゴに入れてください。洗濯終了後に返却しますので、自分の部屋に干してください。

<私物の衣類の取扱い>

- 私物の衣類（少年鑑別所から貸したものではない衣類）のうち、肌着類（パンツ、シャツ）、靴下、ハンカチ、タオル（あかすりタオルは除く。）は、少年鑑別所で無料で洗濯することもできますが、その場合には「無料洗濯願」を提出してもらいます。
- 無料洗濯を希望しない場合は、洗濯用石けんを貸し出すこともできますので、職員に申し出てください。洗濯用石けんは居室内で使用します（就寝時間帯は使用できません。）。
- 私物の衣類（少年鑑別所から貸したものではない衣類）のうち、上に書かれているもの以外は少年鑑別所では洗濯しませんので、汚れた時などには少年鑑別所に預けてあるほかの衣類と交換するか、宅下げ（家族の人に引き取っ

てもらふこと。)をして洗濯してもらってください。

- 少年鑑別所から、替えの衣類を借りることもできます。そのときには、汚れた私物の衣類は、少年鑑別所に預けてください。
- 私物の衣類を専門の洗濯業者に出して、洗濯・補修する必要がある場合は職員に相談してください。代金は、原則として自己負担(領置金から支払う。)となりますが、特別な事情があるときには無料で受けることもできます。

6 つめ切り・調髪・綿棒・カミソリ

(1) つめ切り

つめ切りは、原則として月曜日に貸し出します。使い終わったら、食器口の上に置いておいてください。

(2) 調髪

髪を切りたい人は、理容師による調髪ができますので、寮の職員に申し出てください。

調髪の実施日は不定期ですが、実施する日が決まったら、前の週の金曜日に放送で知らせます(おおむね2週間に1回程度実施します。)

放送の案内の後で、調髪を希望する人には「調髪願」の用紙を渡します。

ただし、希望者の人数などの都合により、調髪を実施できない場合があります(希望者が多数の場合は、審判日が近い人から優先的に実施します。)

調髪の順番になったら、職員が呼びにきますので、職員の指示に従って動くようにしてください。

調髪は決められた時間の中で行いますので、髪型は簡素なものに限ります。

高度な技術を要する髪型や長時間を要する髪型にはできません。

ちょうはつ かか りょうきん むりよう げんそく かい
調髪に係る料金は無料です（原則1回）。

これ以外にも、自己負担（領置金から支払う。）で調髪ができることもあり
ますので、希望する場合には職員に相談してください。

(3) 綿棒

めんぼう すいようび しきゅう しよう めんぼう へ や ぼこ す
綿棒は、水曜日に支給します。使用した綿棒は部屋のごみ箱に捨ててください。

(4) カミソリ

きぼう ひと にゅうよくじ かお しよくいん きぼう き もう て
希望する人は入浴時に顔そりができます。職員が希望を聞いたときに申し出
てください。

7 衣類や日用品の取扱い（貸与・支給、差入 れ・購入など）

しょうないせいかつ ひつよう いるい しんぐ にちようひん すべ しょうねんかんべつしょ しょうい にゅうしょ
所内生活に必要な衣類、寝具、日用品などは全て少年鑑別所が用意します。入所
時に、持ってきた荷物やお金は、少年鑑別所で預ります（「領置」といいます。）
が、これらは少年鑑別所から出るときに返します。

なお、希望すれば、自分が持ってきたものを使用することができたり、家族の人な
どに差し入れてもらったり、自分で買ったりできるものがあります。

(1) 少年鑑別所が貸与する（貸し出す）ものや支給する（与える）もの

しょうねんかんべつしょ にちじょうせいかつ ひつよう たいよ また しきゅう
少年鑑別所では、日常生活に必要なものを貸与し、又は支給しています。

たいよ しきゅう つぎ ひょう
貸与するものと支給するものは次の表のとおりです。

たいよおよ しきゅうひんいちらん 貸与及び支給品一覧			
くぶん 区分	ひんめい 品名	すうりょう 数量	てきよう 摘要
いるい 衣類	じょうい ながそで ジャージ上衣、長袖Tシャツ	2	かく かき のぞ 各1 夏季を除く。

いるい 衣類	はんそで 半袖ドライシャツ	3	かき 夏季のみ
	フリースジャケット	1	とうき 冬季のみ
	トレーナー	1	かき のぞ 夏季を除く。
	ジャージズボン	1	
	ハーフパンツ	2	かき 夏季のみ
	ショーツ	5	
	せいりよう 生理用ショーツ	5	
	したぎ 下着シャツ	3	
	タンクトップ	1	
	ブラジャー	3	
	くつした 靴下	3足	
	パジャマ (上下)	くみ 1組	
	ぼうかんい したぎ 防寒衣 (下着シャツ)	1	とうき 冬季のみ
	ぼうかんよう した 防寒用ズボン下	1	とうき 冬季のみ
	うんどうぎ はんそで 運動着 (半袖シャツ・ジャー ジ上下・靴下)	くみ 1組	とうき ながそで たいよ 冬季は長袖シャツを貸与
ぼうし 帽子	1	かき 夏季のみ (うんどうじ かぎ 運動時に限る。)	
しんぐ 寝具	かけふとん 掛布団	1	かき のぞ 夏季を除く。
	しきふとん 敷布団	1	
	もうふ もうふ 毛布 (毛布カバー1枚別途)	2	とうき 冬季のみ
	タオルケット	1	かき 夏季のみ
	まくら	1	
	シーツ	1	

	かけふとん 掛布団カバー	1	
	まくらカバー	1	
にちようひん 日用品	し ちり紙	てきりよう 適量	しきゅう 支給
	は 歯ブラシ	1	しきゅう 支給
	はみがきざい 歯磨剤	1	しきゅう 支給
	せつ 石けん	1	しきゅう 支給
	せつ ようき 石けん容器	1	
	リンスインシャンプー	てきりよう 適量	にゅうよく 入浴エラー! ブックマークが定義されてい ません。しきゅう 支給
	タオル	2	
	くし	1	
	かみど 髪止めゴム	2	ちようはつしゅ かぎ (長髪者に限る。)
	るい クリーム類	—	しきゅう 支給
	じ T字カミソリ	1	しんぱんちよくぜん にゅうよく じ たいよ 審判直前の入浴時に貸与
	しょつき 食器 (トレイ、スプーン)	かく 各1	
	はし 箸	くみ 1組	
	はしろうき 箸容器	1	
	コップ	1	
	さふとん 座布団 (カバー含む。)	1	
	サンダル	くみ 1組	
	うんどうくつ 運動靴	くみ 1組	うんどうじ かぎ (運動時に限る)
	せいりようひん 生理用品	ひつようすう 必要数	しきゅう 支給

がくようひん 学用品	かくしゆきようざい 各種教材	—	ひつよう おう たいよ (必要に応じて貸与)
	えんぴつ 鉛筆	1	(シャープペンシルが貸与されていない場合のみ)
	ボールペン (黒色)	1	
	け 消しゴム	1	
	シャープペンシル	1	えんぴつ たいよ (鉛筆が貸与されていない場合のみ)
がくようひん 学用品	したじ 下敷き	1	
	ひっきようぐい 筆記用具入れ	1	
	じょうぎ 定規 (15cm)	1	
	ノート	1	ひつよう おう ついかたいよ (必要に応じて追加貸与)
しつない 室内 そうしよくひん 装飾品	かびん 花瓶 (フラワーベース)	1	きよか ばあい 許可された場合のみ
	じんこうかんようしよくぶつ 人工観葉植物	1	
	しゃしんた 写真立て	1	
	ぬいぐるみ	1	
にちじょうせい 日常生 かつもち 活に用い ぶっぴん る物品	てぶくろ 手袋	くみ 1組	とうき 冬季のみ
しこうひん 嗜好品	かし 菓子	てきりよう 適量	きせつ ぎょうじ おう しきゅう 季節、行事などに応じて支給する。
	るい あめ類	てきりよう 適量	
	こおりがし 氷菓	てきりよう 適量	
	いんりよう 飲料	てきりよう 適量	

○ 花びんは、日中はロッカーの上のじゃまにならないところか、整理棚の上に置きます。夜間に落下すると危ないので、就寝前には洗面台の下に移動してください。

さい。

- 写真立ては、日中は机の上に置くことができます。就寝前にはロッカーの中にしまってください。

(2) 携有品（持ち込み品）、差入品について

入所してきたときに自分で持ち込んだ私物（携有）を、部屋の中で使うことができる場合があります。ただし、ほかの少年鑑別所からきた人は、前の少年鑑別所で使うことができていたものであっても、ここでは使えない場合があります。

面会のできる人（例えば、家族）などから差し入れられたものを使用することもできます。

持ち込んだものや差し入れられたもののうち、部屋で使用できるものは次の表のとおりとなります。この表にあるものは、使用することができますので、自分のものを使用したい場合には、入所の手続のあとに申し出てください。

ただし、この表の中にあっても、少年鑑別所の中で使用することが不適当なものなどは、使用できないこともあります。

原則として次のようなものは使用できません。

- ガラスや陶器等の壊れやすい材質でできたもの
- 金属製のものや一部に金属が使われているもの
- 鋭利な形状であるもの
- ひも状であるもの
- 著しく華美又は高価なもの
- 破損や汚損があるもの
- 臭気が著しいもの

- 音や光を発する機能を有するもの
- 検査が困難であるもの
- 在所者又は差入人に所有権のないもの
- 医薬品

持ち込み可能な私物一覧（携帯・差入れ）					
区分	品名及び数量等			自弁の方法	
	品名	数量	摘要	携帯	差入れ
衣類	上衣	3	襟付シャツ、ブラウス、スウェットシャツ、トレーナー、ジャージ上衣、Tシャツ、冬季の保温性インナーシャツ等（タンクトップ等の袖のないものやハイネックやタートルネック等の首の部分が見えるもの、フード付きのもの、作業着等のポケットの多いものは不可）※スーツ、ジャケット類は審判時のみ可	○	○
	上衣 (防寒重ね着用)	1	カーディガン、ベスト、セーター等（フード付きのものは不可）※ジャンパー、コート類は審判時のみ可	○	○
	スポン	1	ハーフパンツ等を含む（作業スポンは不可）。	○	○
	パジャマ	1 セット	スウェットやジャージによる代替不可（この一覧の上衣やスポンの摘要欄に示すものと区別が困難なものは不可）フードの付いたものや着ぐるみは不可	○	○
	ショーツ	※5	ポケット付きのものは不可	○	○
	生理用ショーツ	※5	ポケット付きのものは不可	○	○
	ブラジャー	3	カップ付きインナーによる代替不可	○	○

衣類	ズボン <small>した</small>	2	冬季（12月から3月）に限る。タイツを含む。	○	○
	下着 <small>したぎ</small> シャツ	※3	半袖、長袖、袖なしを含む（ハイネックやタートル ネック、ポケット付きは不可）。白色無地に限る。	○	○
	靴下 <small>くつした</small>	※3足		○	○
飲料	各種飲料	1	面会時のみ 当所内自販機で購入した未開栓のものに限る。	—	○
室内 装飾品	生花	1点	束ねた茎が直径3センチメートルまで (貸与花器に収納できるもの)	○	○
	写真立て	※1	割れにくい材質のものに限る。	○	○
日用品	タオル	※2	おおむね35×85センチメートル以下	○	○
	バスタオル	1	おおむね70×140センチメートル以下	○	○
	入浴用スポンジ	1	あかすりタオル（おおむね35×85センチメートル 以下でナイロン等の乾きやすい材質のもの）を含む。	○	○
	ハンカチ	2	ハンカチタオルを含む。 おおむね40×40センチメートル以下	○	○
	石けん	2	洗顔料を含む（チューブ式可。ポンプ式不可。）。 液体石けん（ボディークリーム）を含む（ポンプ式 不可）。 ただし、用途に応じて各1個まで。 固形石けんの場合、少年鑑別所から支給したもの については回収。	○	○
	石けん容器	※1	割れにくい材質のものに限る。	○	○
シャンプー	1	ポンプ式容器不可	○	○	

にちようひん 日用品	リンス	1	コンディショナー ^{あぶ} 及びトリートメント ^{あぶ} を含む。 ポンプ式 ^{しきようきふか} 容器不可	○	○
	くし類 ^{くし}	※1	ブラシ ^{あぶ} を含む。 コームタイプ ^{きよとが} （先の尖ったもの） ^あ 不可	○	○
	髪止めゴム ^{かみど}	ひつようすう 必要数	飾 ^{かぎ} エラー！ブックマークが定義されていません。リエ ラー！ブックマークが定義されていません。の付 ^あ され ていないもの ^{かぎ} に限る。 (シュシュ ^あ は不可)	○	○
	電池式 ^{でんちしき} かみそり	1	きわそり ^{きわ} 用の刃 ^は が ^あ ない髭剃 ^{ひげそ} り用 ^{よう} に限る。 収納 ^{しゅうのう} ケース、替え刃 ^か 、はけ ^は 及び電池 ^{でんち} を含む。	○	○
	シェービングクリー ム	1	ローションタイプ ^か 可、スプレー式 ^{しき} は不可 香り ^{かお} 付きでないもの ^{かぎ} に限る。	○	○
	ヘアピン	1	飾 ^{かぎ} り等の付 ^あ されていないもの ^{かぎ} に限る。	○	○
	歯 ^は ブラシ	※1	電動 ^{でんどう} 式、柄 ^え が外れるもの、歯間 ^{しかん} ブラシ ^あ は不可	○	○
	歯 ^は みがき剤 ^{ざい}	※1	洗口 ^{せんこう} 剤 ^{ざい} は不可	○	○
	歯 ^は ブラシケース	1	歯 ^は ブラシキャップ ^あ を含む。	○	○
	ちり紙 ^{ちり}	ひつようすう 必要数	水溶性 ^{すいじようせい} に限る。 ロール式 ^{しき} は不可	○	—
	箸 ^{はし}	※1		○	○
	箸 ^{はし} 容器 ^{ようき}	※1		○	○
	スプーン	※1	許可 ^{きよか} された場合 ^{ばあい} のみ	○	○
	コップ	1	割れ ^わ にくい材 ^{ざい} 質 ^{しつ} のもの ^{かぎ} に限る。	○	○
	リップクリーム	1	無 ^む 着色 ^{しよく} 、香り ^{かお} 付きでないもの ^{かぎ} に限る。	○	○

にちようひん 日用品	てはだよう 手肌用クリーム	1	かお につきでないものに限る。	○	○
	せいにかんざい 制汗剤	1	えきたい 固形のものに限る。 こなじよう 粉状、ウェットシート、スプレー式は不可 かお につきでないものに限る。	○	○
	けしようすい 化粧水	1	わ 割れにくい材質の容器に限る。 かお につきでないものに限る。 ※乳液と一体型の場合は化粧水としてカウント	○	○
	にゅうえき 乳液	1	わ 割れにくい材質の容器に限る。 かお につきでないものに限る。 ※化粧水と一体型の場合は化粧水としてカウント	○	○
	めんぼう 綿棒	1 ケース	かお につきでないものに限る。 アルコール成分を含まないものに限る。	○	○
	せいりようひん 生理用品	各1袋	ひんよう 昼用ナプキン、よるよう 夜用ナプキン、パンティーライナー	○	○
	えんぴつ 鉛筆	3	け 消しゴム付は不可	○	○
	あかえんぴつ 赤鉛筆	1	2色鉛筆は可	○	○
	あおえんぴつ 青鉛筆	1	ただし、数量は1本でも2とカウントする。	○	○
	け 消しゴム	1	スティックタイプや練り消しゴムは不可	○	○
	シャープペンシル	1		○	○
	シャープペンシル か 替え芯	1	くろいろ 黒色のみ	○	○
	ボールペン類	1	いろ 色は黒、青又は赤のいずれか一本に限る（多色ボールペンは不可、両端とも記載可能な仕様の場合は単色のものに限る。）。替え芯、サインペン、筆ペ	○	○

にちようひん 日用品			ン、万年筆を含む（摩擦等でインクが消えるボールペン ^{ふか} は不可）。		
	蛍光ペン ^{けいこうペン}	1		○	○
	ノート	必要数 ^{ひつようすう}	原則として書き込みがないものに限る。 A5からA4サイズまでの製本されたものに限る。	○	○
	下敷き ^{したじ}	1	単色（透明のものを含む。）に限る。	○	○
	定規 ^{じょうぎ}	1	30センチメートル以下に限る。 分度器を含む。	○	○
	筆入れ ^{ふでい}	1		○	○
	書類整理に必要な 文房具 ^{ぶんぼうぐ}	必要数 ^{ひつようすう}	訴訟書類整理のため、必要と認められる場合その他 特に必要があると認められる場合に限る。 板目紙、とじひも、インデックス、付箋、ファイル （所長が認めたものに限る。）	○	○
	計算機 ^{けいさんき}	1	許可された場合のみ（ソーラーエラー！ブックマーク が定義されていません。式に限る。）	○	○
	各種教材 ^{かくしゅきょうざい}	必要数 ^{ひつようすう}	通信教育関係教材及び学習用教材に限る。 なお、学校に提出する課題等、必要性がある場合には書き込みを認める。	○	○
	パズル	※1	立体パズルのみ可	○	○
	数珠 ^{じゆず}	1	宗教上必要な場合のみ	○	○
	ロザリオ	1	おおむね直径15センチメートル以内に限る。	○	○
みみせん 耳栓	1組 ^{くみ}	医療上許可された場合のみ	—	○	

にちようひん 日用品	マスク	必要数	医療上許可された場合のみ（白色無地に限る。）	—	○
	手袋	※1組	冬季（12月から3月）に限る。	○	○
	使い捨てカイロ	必要数	冬季（12月から3月）に限る。 粘着シール付き（いわゆる貼るタイプ）は不可	—	○
	眼鏡	1	医療上許可された場合のみ 眼鏡ケース及び眼鏡拭きを含む。 度が入っていないものは不可	○	○
	コンタクトレンズ	必要数	医療上許可された場合のみ 度が入っていないものは不可	○	○
	コンタクトレンズ 洗浄液・保存液・ケース	各1		○	○
	義歯、 補聴器	必要数		○	○
	義歯安定剤・ 義歯洗浄剤	必要数	医療上許可された場合のみ	○	○
	コルセット・ サポーター等	必要数		○	○
	その他 補正器具	必要数		○	○
	かつら	1		○	○
	封筒	必要数	二重封筒は不可	○	○
	便箋	必要数	原則として書き込みのないものに限る。	○	○

にちようひん 日用品	かきとめふうとう 書留封筒	ひつようすう 必要数		○	○
	きって 切手	ひつようすう 必要数		○	○
	はがき	ひつようすう 必要数		○	○
	ゆうびんしょかん 郵便書簡	ひつようすう 必要数		○	○
	いんし 印紙	ひつようすう 必要数	きよか 許可された場合のみ	○	○
	いんかん 印鑑	1点		○	○
	しよせき 書籍	ひつようすう 必要数	あろくとう ふそくふつ おび 付録等の付属物や帯、カバーは不可	○	まとめ
	ざっし 雑誌	ひつようすう 必要数		○	て3冊 まで
	パンフレット等	ひつようすう 必要数	リーフレット(弁護活動に関する説明用紙)、弁護士 等の名刺、反省文・謝罪文等の弁護活動に関する 書類の作成に必要な用紙や資料、学校紹介のパン フレット等	○	○
しやうしん 写真	1	きかくは9センチメートル×13センチメートル以下 に限る(プリントシールは不可)	○	○	

- 医療用品(メガネ、コンタクトレンズ、その他の補正用具及び薬品類など)の使用については、医師の許可が必要です。
- 私物衣類のうち、上衣、ズボン及びパジャマは原則として居室内でのみ使用できます。特に他の人と集団で動く場面(集団心理検査や入浴、運動など)では、少年鑑別所から貸与された衣類を着用するようにしてください。
- この表にはのせていませんが、書籍も私物を持ち込むことができます。詳しいことは「9 書籍・新聞紙」のところで説明します。
- 数量は、居室内で持てる最大の数です。入所した時に持ち込んだ数と差し入

れられた数と購入した数を合わせたものになります。

- 数量欄に※印のあるものは、少年鑑別所が貸与又は支給するものと合わせた数の上限です(居室内に持ち込む私物の数に応じて、少年鑑別所から貸与又は支給したものは回収します。)。
- 摘要欄に「香りつきでないものに限る。」と記載がある物品については、「香りつき」などと明記されていない場合であっても、芳香や臭気の程度によっては持ち込みを制限することがあります。

(3) 購入(買い物)について

少年鑑別所の中では、業者から購入(買い物)できるものがあります。購入できるものは次の表のとおりです。支払いは、入所したときに預けたお金や、家族から差し入れられたお金の中から差し引きます。

- 数量は、居室内で持てる最大の数です。入所した時に持ち込んだ数と差入れの数と購入の数を合わせたものになります。
- 金額は注文用紙「購入願」に記載されています。
- 日用品と嗜好品は、毎週日曜日に注文を取りますので申し出てください。注文したものは原則として水曜日に渡します。ただし、翌日月曜日が祝日の場合は、木曜日になることがあります(すでに審判で処分の言い渡しを受けている人や別の少年鑑別所に移る決定を受けている人、水曜日(月曜日が祝日の場合は木曜日)までに審判がある人は申し込むことができません。)。
- 嗜好品(菓子・飲料)は、水曜日に届いたら、翌日(木曜日)までに食べきる(又は飲みきる。)ようにしてください。金曜日に空き容器等を回収します。
- 食料品は、指定された業者から、弁当を購入することができます。購入できるのは、原則として月曜日から金曜日までの昼食です。購入を希望する

人は、毎週日曜日に、水曜日から翌週火曜日までの注文を取りますので、申し出てください。食料品を購入した場合は、少年鑑別所からの給食は支給しません。購入した弁当を保存しておくことはできませんので、当日の昼食時間中に食べきるようにしてください。空き容器は回収します。

- 嗜好品（菓子・飲料）や食料品（弁当）にはアレルギー症状を引き起こす物質（アレルゲン）が含まれている可能性があります。食物アレルギーのある人は、健康管理上の理由から購入を制限される場合があります。また、購入後に食物アレルギーがあることが判明した場合には、購入した嗜好品（菓子・飲料）や食料品（弁当）の摂取（食べたり飲んだりすること）を制限される場合があります。なお、摂取できない場合でも購入代金は返金されませんので、食物アレルギーのある人は、嗜好品（菓子・飲料）や食料品（弁当）を購入するときは十分注意してください。

購入品一覧		
品名及び数量等		
区分	品名	数量
衣類	ショーツ (M・L・LL)	5
	半袖 (下着) シャツ (S・M・L・LL)	3
	ハイソックス (23～24、24～25)	3
	タオル	2
	ハンカチ	2
郵便	110円切手	必要数
	300円切手	必要数
	郵便はがき	必要数
	郵便書簡	必要数

にちようひん 日用品	リンスインシャンプー	1
	ちり紙	必要数
	浴用石けん	1
	石けん箱	1
	歯みがき粉 (チューブ)	1
	歯ブラシ	1
	洗顔フォーム	1
	毛染め (黒色)	1
	化粧水	1
	乳液	1
	綿棒 (200本)	1
	ヘアブラシ	1
	リップクリーム (スティックタイプ)	1
	ノート	必要数
	封筒 (一重封筒・10枚入り)	必要数
	下敷き	1
便せん (冊)	必要数	
食料品	弁当 (昼食代替)	1日につき1食まで
嗜好品 (菓子)	スナック菓子A	1回の注文でいずれか1つ
	スナック菓子B	
	スナック菓子C	
嗜好品 (飲料)	パックジュースA	1回の注文でいずれか1つ
	パックジュースB	
	パックジュースC	

新聞・書籍	新聞（朝刊）	1か月購読
	書籍	1回の注文で3冊まで

(4) 宅下げについて

私物を家族などに引き取ってもらうことを「宅下げ」といいます。家族の人に洗濯してもらう衣類や不必要なもの、保管に不便なもの、危険なものなどは、家族の人に引き取ってもらいますので、宅下げの手続きをしてください。宅下げを希望する人には平日の午前中に手続きに必要な用紙を渡します。私物を引き取ってもらいたい日の2日前（休日を除く。）までに申し込むようにしてください。なお、宅下げできるのは領置（少年鑑別所に預けること。）しているものに限り、居室の中で使用しているものについては、同時に領置の手続きも行ってください。

(5) 廃棄について

少年鑑別所に持ってきたものや、差し入れられたもののうち、不必要となったものを捨てることを「廃棄」といいます。勝手に捨てたりせず、職員に捨てることを申し出てから、職員の指示に従ってください。

(6) 私物の持ち込み制限

少年鑑別所で保管できる私物の量には制限があります。部屋の中に持ち込んだもの、少年鑑別所に預けているものの合計は150リットル（領置箱3箱に入る量）を超えた場合には、超えた分を家族などに引き取ってもらったり、廃棄の手続きをしてもらったりすることがあります。

また、部屋の中に持ち込める私物の量にも制限があります。ロッカーと整理棚に保管しきれないもの（おおよそ50リットルを超える分）は少年鑑別所で預かりますので、領置の手続きを申し出てください。

なお、保管に不便なもの、危険なものを含め、少年鑑別所に持ち込むことが不適當なものも、家族の方などに引き取ってもらったり、廃棄の手続きをしてもらったりすることがあります。

(7) 持ち込み私物の管理

部屋の中で私物を使用するときは、次のようにしてください。

- 切手やはがきなどの郵券類は、お金に代わるものですから、なくさないよう職員が預かります。手紙を発信するときは、職員が預かっている切手を貼って発信の手続きを行います。はがきなどを使用するときには申し出てください。
- 書類や小物類は「私物保管ファイル」に入れてください。それ以外の物はロッカーの中か整理棚の上、または洗面器の中に置いて保管します。

なお、整理棚に私物を保管する際は、落下すると危険ですので、棚枠をはみ出して積み上げないようにしてください。

整理棚に置いてよい私物は次のとおりです。

(上の段) 書籍 ・ 教科書 ・ 参考書 ・ ノート ・ ちり紙

(下の段) 歯みがき ・ 歯ブラシ ・ コップ

洗面器の中に置いてよい私物は次のとおりです。

シャンプー ・ リンス (コンディショナー) ・ 石けん (ボディシャンプー) 等

- 写真立ては、日中はロッカーから出して机の上に置くことができますが、就寝前にはロッカーにしまってください。

部屋の中に持ち込む私物のうち、受信した手紙や購入した日用品、裁判所から届いた通知文書等は、その品目と数量を「私物チェックリスト」に記載し、自分で数量を把握して管理してください。

8 お金の取扱い

入所時にお金を持ってきた人は、お金を少年鑑別所で預かります。この後、お金の差入れがあった場合にも、少年鑑別所で預かることとなります。預けたお金は少年鑑別所が責任をもって管理し、退所するときに渡します。

9 書籍・新聞紙

(1) 書籍

少年鑑別所で読める書籍には、①少年鑑別所の書籍、②私物の書籍の2種類があります。少年鑑別所の書籍と私物の書籍とにかかわらず、書籍は大切に扱い、破ったり、落書きをしたりしないようにしてください。

<書籍の種類>

○ 少年鑑別所の書籍（少年鑑別所に備えられている書籍）

少年鑑別所の書籍には、一般書籍と学習用書籍、資格・職業関係書籍の3種類があります。種類によって貸し出しできる冊数や期間などが違いますので注意してください。

・一般書籍

一般書籍は、居室に備付けの書籍リストの中から自分が希望する書籍を選んで借りることができます。書籍リストは曜日別に5種類用意しています。火曜日から土曜日の日中に貸与希望の有無を確認し、申し込んだ書籍は当日中に貸し出します。貸出し期間は一週間です（一般書籍の中には娯楽性の高いマンガ類が含まれます。マンガ類は昼・夕食後の休憩時間や夜間のテレビ視聴時間、休日の娯楽VTR視聴の時間のみ読むことができます。）。

・学習用書籍

少年鑑別所でも、中学・高校の教科書のほか、各種ドリルなどを用意していますので、必要な人は申し出てください。退所日まで継続して借りることができますが、冊数に限りがありますので、必要がなくなれば速やかに返却してください。

・資格・職業関係書籍

資格・職業関係書籍は、各種資格テキストや職業ガイドなどを用意しています。必要な人は居室に備付けの書籍リストの中から自分が希望する書籍を選んで申し出てください。貸出し期間は一週間ですが、冊数に限りがありますので、必要がなくなれば速やかに返却してください。なお、貸し出しできるのはひとり1日1冊までです（居室内に所持できるのは最大で7冊です。）。

○ 私物の書籍（入所時に持ち込んだ書籍・差入れの書籍・購入した書籍）

私物の書籍を読みたいときは、職員に申し出てください。

職員が私物書籍の内容を確認して、少年鑑別所の中で読める場合は、あなたに渡します。中身の検査に数日かかることがあります。

学習用書籍は、部屋に持ち込める私物の量の範囲内で必要な冊数であれば、部屋に持ち込む数に制限はありません（ただし、部屋の中で使う必要がなくなつた場合は、直ちに領置の手続をするようにしましょう。）。

マンガ類や雑誌類は昼・夕食後の休憩時間や夜間のテレビ視聴時間、休日の娯楽VTR視聴の時間にのみ読むことができます。

次のような内容を含む書籍は、少年鑑別所の中で読むことができない場合があります。

- ・少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような内容を含むもの
- ・事件の証拠を隠したりする内容や、あなたの事件に関する内容を含むもの

- ・非行や犯罪をそそのかすような内容を含むもの
- ・健全な育成に支障があると判断される内容を含むもの
- ・鑑別の検査などに支障がある内容を含むもの

読み終わった書籍等、部屋に置いておく必要のない書籍は少年鑑別所で預かりますので、領置の手続を申し出てください。

○ 書籍の購入

自分で読みたい書籍を自分のお金で購入することができます。日用品と同様、毎週日曜日に注文を取り、原則として水曜日に渡します（すでに審判で処分の言い渡しを受けている人や別の少年鑑別所に移る決定を受けている人、水曜日まで審判がある人は申し込むことができません。）。

なお、買った書籍の内容によっては、読むことができない場合があります。

(2) 新聞紙

休刊日を除き、各部屋に新聞紙を回覧します。新聞が入ったらすぐに読み始め、読み終わったら、食器口に出します。みんなで読むものですので、落書きをしたり、破ったりしないで、大切に扱ってください。

○ 新聞紙の購入

新聞紙は自分のお金で購入することもできます。一か月分の前払いで、その前に退所した場合でも返金はありません。購入した新聞は自分の部屋の中においておくこともできます。当所で購入できる新聞は2紙のうち1紙となります。購入の希望は、毎週日曜日にとりますので、希望する場合は申し出てください。

(3) その他

自分で買った雑誌や新聞紙は、読み終わったときは、職員に申し出て廃棄してください。どうしても持ち帰る必要があるときは、職員に相談してください。

外国語の書籍や新聞紙を読むときに、中に書いてあることを検査する必要があるときは、翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、外国語の書籍や新聞紙を読むことを希望する人に負担してもらうことがあります。

10 宗教教誨

信仰している宗教・宗派の先生と話をしたい、又は話を聞いてみたいと思つたときには、少年鑑別所の中で、宗教の先生と話をする（これを「宗教教誨」といいます。）ができるようになっていきます。

その希望がある場合には、職員に「宗教教誨を希望します。」と申し出てください。専用の申込用紙を渡します。

なお、希望を申し出る際には、次の注意事項をよく理解した上で、申し出るようにしてください。

<宗教教誨の注意事項>

- 申出をしても、宗教の先生の都合やあなたの在所期間の都合などにより、希望どおりに実施できない場合があります。
- 「接見等禁止決定」がなされている人は、宗教教誨を希望することはできません。
- 宗派の希望を聞くことはできますが、この宗教教誨は、あなたがだんつき合いのある宗教の先生個人を指定することができるものではありません。あくまで、少年鑑別所が紹介する同じ宗教・宗派の先生と話をしてもらうこととなります。
- 宗教教誨を受ける際には、宗教の先生に、あなたの個人情報（性別、

年齢、今回の事件のことなど）を事前に伝えることがあります。ただし、宗教の先生が、あなたの個人情報をほかの人にもらすことはありませんので、安心してください。

- あなた以外にも同じ宗教・宗派の教誨を希望する人がいたときには、一緒に宗教教誨を行う場合があります。

11 一般面会

(1) 面会できる時間

面会の受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午前11時までと、午後1時から午後4時までです。ただし、正午から午後1時までの間は面会を実施しません。また、特別な事情がある場合を除き、土日や祝日、年末年始の休み期間は実施しません。

(2) 面会できる人

面会できるのは次のような人です。

<面会できる人>

- あなたの保護者
- あなたの親族（親せきや配偶者（妻や夫）、配偶者の家族などを言います。わからなければ職員に質問してください。）
- あなたの配偶者ではないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方（この場合は、保護者の同意が必要となる場合があります。）
- 面会することが必要な人（例えば、結婚に関する手続、今回の事件だけに限らない裁判の手続、受験の手続や学校・勤め先に戻る準備など、身分上、法律上、教育上又は職業上の重大な利害に係る用務の処理のために来所した

弁護士、公的機関の職員、学校関係者、職場の雇主など)

○ その他少年鑑別所で面会する必要があると判断した人

ただし、これらに該当する人でも、接見等禁止決定がなされている場合などは、面会が認められません。

(3) 面会の方法

面会は次のような手順で行います。

<面会の方法>

- ① 面会できる人が面会を訪れたら、職員がそのことを知らせに行きます。そのときに、間違いがないように、面会者の名前や面会者とあなたの関係を確認します。確認ができれば面会室に移動します。
- ② 面会には、少年鑑別所の職員が立ち会います。
- ③ 1回の面会で会えるのは3人までです。面会者がお酒を飲んでいるときなどには面会はできません。
- ④ 面会時間は30分を標準としますが、面会の待ち者が多いときや家庭裁判所調査官の調査や警察官の取調べ等の都合があるときは面会時間を10分を下回らない範囲で短縮する場合があります。
- ⑤ 面会中に面会者との間で直接物のやりとりをすることはできません。面会者から物を受け取る場合には差入れの手続きが、面会者にものを渡すときには宅下げの手続きが必要となります。ただし、面会の時、少年鑑別所内の自販機で購入した飲料を面会者が差入れた場合には、この飲料（1本まで）を面会中に飲むことができます（飲料は部屋には持ち帰れません。）。

<面会を一時停止又は中止する場合>

次のようなことがあったときは、面会を一時停止したり中止したりする場合があります。

ます。

- 面会者が身分をいつわって面会したことが分かったとき。
 - 非行や犯罪をそそのかすような発言が出たとき。
 - 少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような行為があったとき。
 - 事件の証拠を隠そうとするような会話があったとき。
 - 健全な育成に支障があると判断される会話があったとき。
 - 面会の要件の範囲を明らかにこえる会話があったとき。
 - 鑑別の検査などに支障がある内容の会話があったとき。
 - 脅迫するなど、犯罪に当たるような行為を行ったとき。
 - あなたをひどく不安にさせるようなことを面会者がしたとき。
 - 面会のルールや立ち会っている職員^{しよくいん}の指示^{しじ}にしたがわないとき。
- 面会^{めんかい}は一日^{いちにち}に2回^{かい}まで行^{おこな}えますが、同じ人^{おなひと}が一日^{いちにち}に面会^{めんかい}できるのは1回^{かい}までです。

(4) その他

外国語^{がいこくご}で面会^{めんかい}をするときに、面会^{めんかい}で話^{はな}している内容^{ないよう}を確認^{かくにん}する必要がある^{ひつよう}ときは、通訳^{つうやく}（日本語^{にほんご}に訳^{やく}すこと）を外部^{がいぶ}の業者^{ぎやうしゃ}に依頼^{いらい}することがあります。このときの費用^{ひよう}は、面会^{めんかい}をする人^{ひと}に負担^{ふたん}してもらうこともあります。

12 付添人等面会^{つきそいにんとうめんかい}

付添人^{つきそいにん}や付添人^{つきそいにん}になろうとする者^{もの}との面会^{めんかい}は、一般面会^{いっぽんめんかい}とは異^{こと}なります。次のような手順^{てしゆん}で行^{おこな}います。

<面会^{めんかい}の方法^{ほうほう}>

- ① 面会者^{めんかいしや}が面会^{めんかい}に訪^{おとす}れたら、職員^{しよくいん}がそのことを知らせ^しに行^いきます。そのときに、

まちが
間違いがないように、あなたの名前を確認します。確認ができれば、付添人面会室
に移動します。

- ② 面会には、少年鑑別所の職員は立ち会いません。
- ③ 面会中に面会者からノートや便せんを直接受け取ることはできません。面会
の後に差入れの手続きが必要です。

13 てがみとう 手紙等

(1) てがみ だ 手紙を出すとき

手紙を出す時は、切手やはがき、便せん、封筒などを使います。これらを持つ
ていない人、又は購入するお金がない人は、職員に相談してください。

あなたの切手やはがき、郵便書簡は、職員が預かり保管します。手紙は一日に
2通まで出すことができます（土曜・日曜・祝日を除く。）。手紙を出したいと
きは、発送を希望する前日の夜の挨拶時に申し出てください（※金曜日・土曜日
および祝前日の夜の回収はありません。）。なお、年末年始やゴールデンウィーク
等の長期間の連休時には、郵便局の集配の都合等により変更される場合が
あります。変更がある場合には、その都度放送で案内します。

(2) てがみ か かた 手紙の書き方

<てがみ か かた 手紙の書き方>

- ① 手紙を書く際に使用できる筆記具の色は、黒色のみです。
- ② 封筒やはがきの表に、相手の郵便番号、住所、氏名をボールペンで書
きます。
- ③ 左上のところ（封筒の場合は、切手をはるところ）
に、相手と自分との関係（「父」「母」「兄」「姉」「祖父」「祖母」「学校の

せんせい やといぬし ともだち こうさいあいて など) をシャープペンシル又は鉛筆で書いてください。

- ④ 封筒や郵便書簡の場合は、裏の左下に、はがきの場合は、表側の左下に、自分の名前をボールペンで書きます。

郵便番号は「〒464-8585」

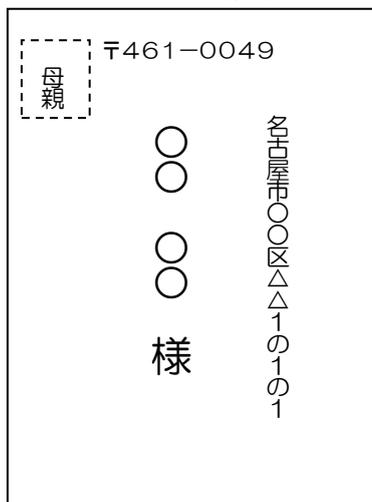
住所は「名古屋市中種区北千種1丁目自6番6号」です。

「名古屋少年鑑別所」と書く必要はありません。

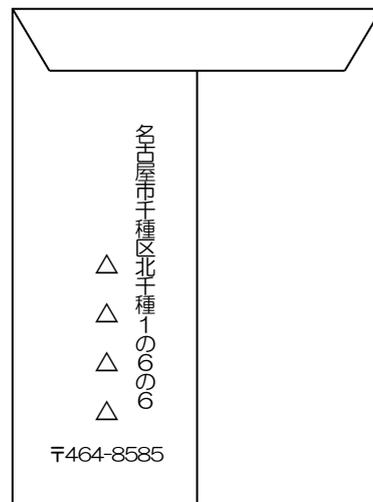
- ⑤ 書き終えた手紙は、内容を職員が検査しますから、封筒の封をしないで、回収の放送があったら宛名を下にして食器口のところにだして置いてください。

封筒の書き方（例）

表



裏



手紙を書くときには次のルールを守ってください。内容が不適切な場合には、不適切な部分を消した上で発送する、又は、発送を差し止めることがあります。

<手紙を書くときのルール>

- 読めない字や暗号等を使って職員が理解できないことを書かない。
- 法律に違反したり、他の人が法律に違反するのを助けるようなことは書かない。

- 少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すようなことを書かない。
- 少年鑑別所の中のきまりを破ったり、少年鑑別所の中でのありもしないことを書かない。
- 相手を脅したり、相手に嫌がらせしたり、相手に損害を与えるようなことは書かない。
- 相手がひどく不快に感じるようなことは書かない。
- 事件の証拠を隠すようなことを人に依頼しない。
- 健全な育成に支障があるような内容は書かない。
- 鑑別の検査などに支障があるような内容を書かない。
- 審判やその後の手続の妨げになるようなことを書かない。(面会の許可範囲外の人に審判の日を教えたり、前後の文章等から審判の日時が分かってしまうような内容を書いたり、あるいは審判で施設送致の決定が言い渡された場合に、送致先の施設が分かってしまうような内容を書かない)
- 宛名人及びその同居人以外に宛てた手紙を同封しない。

(3) 手紙を受け取る時

手紙がきたら、職員が内容を確認してから渡します。内容が不相当なときは、渡せない場合があります。差出人(手紙を出した人)が分からない手紙も渡せないことがあります。渡せなかった手紙は、少年鑑別所で預かり、少年鑑別所を退所するときに渡します(場合によっては保護者の方などに渡すことがあります。)が、内容次第では退所のときであっても渡せない場合があります。

手紙の内容全体が不相当でなければ、一部を消した後、渡す場合があります。そのときも、消した部分はコピーにとり、退所するときに渡しますが、内容次第では退所のときであっても渡せない場合があります。

(4) 急いで手紙を届けたい場合

急いで宛先に手紙を届けたい場合、手紙を速達で出すことができますので、そのことを職員に伝えて手紙を出す手続をしてください。このときには普通の郵便料金のほかに、速達料金が必要となります（※速達の場合も回収や発送の日は一般の郵便と同じです。金曜日及び土曜日並びに祝前日の夜の回収はありません。）。

また、付添人等に対して信書を発するときや緊急の必要があると認められるときは、電報を利用することができる場合があります（文字数に応じた電報料金が必要となります。）。ただし、審判日の2日前（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）の午後5時以降は発信の受付ができませんので、電報を利用する必要がある場合は速やかに申し出てください（既に審判で処分の言い渡しを受けている人や別の少年鑑別所に移る決定を受けている人は原則として電報の利用ができません。）。

(5) その他

- 外国語で手紙のやり取りをするときに、中に書いてあることを検査する必要があるときは、翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者等に依頼することがあります。このときの費用は手紙をやり取りする人に負担してもらうこともあります。
- 原則として、便せんや封筒を手紙以外の用途に使ってはいけません。
- 少年鑑別所から出た後であなた宛てに届いた手紙については、差出人（その手紙を出した人）に戻します。
- 封筒で出す場合、110円切手1枚でだいたい14枚の便せんを送れます。15枚以上になると料金不足で戻ってくる場合があります。
- 書きまちがえた封筒や便せんを捨てたい時には、職員に申し出てください。

あなたの個人情報^{こじんじょうほう}を保護^{ほご}するためにシュレッダーで裁断^{さいだん}処理^{しり}しますから、勝手に^{かって}にごみ箱^{ぼこ}に捨てたり、破^{やぶ}ったりしてはいけません。

- 受け取^うった手紙^とや作成^{てがみ}中^{さくせいちゆう}の手紙^{てがみ}は、私物^{しぶつ}保管^{ほかん}ファイル^いに入れて管理^{かんり}してください。
- 手紙^{てがみ}は昼^{ひる}・夕食^{ゆうしょくご}後の休憩^{きゅうけい}時間^{じかん}や夜間^{やかん}のテレビ視聴^{しちよう}時間^{じかん}、休日^{きゅうじつ}の娯楽^{ごらく}VTR視聴^{しちよう}時間^{じかん}に書^かいたり、読^よんだりすることができます。

14 少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}の生活^{せいかつ}で苦情^{くじょう}があるとき

あなたがこの少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}で生活^{せいかつ}している間^{あいだ}に、不満^{ふまん}や納得^{なっとく}のいかないことが出てきて、「苦情^{くじょう}を言^いいたい。」「納得^{なっとく}できない。」「などと思う^{おも}ようなことがあるかもしれません。

そのようなときのために、少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}では、次^{つぎ}の二^{ふた}つの方法^{ほうほう}を用意^{ようい}しています。

- (1) 救済^{きゅうさい}の申出^{もうしで}
- (2) 苦情^{くじょう}の申出^{もうしで}

このうち(2)の苦情^{くじょう}の申出^{もうしで}は、監査官^{かんさかん}に申出^{もう}するものと、少年鑑別所長^{しょうねんかんべつしょちょう}に申出^{もう}するものとの2種類^{しゆるい}があります。ここでは、これらのやり方^{かた}や、これらのことでも知^しっておいてほしいことについて説明^{せつめい}します。

- (1) 救済^{きゅうさい}の申出^{もうしで}

この少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}の中で、あなたが受^うけた処遇^{しょぐう}について苦情^{くじょう}があり、その措置^{そち}を取り消^けしてもらいたいときには、法務大臣^{ほうむだいじん}に対して救済^{きゅうさい}を申出^{もう}することができます。

※ 「処遇^{しょぐう}」とは？

「処遇^{しょぐう}」とは、この少年鑑別所^{しょうねんかんべつしょ}の中で、所長^{しよちょう}やその他の職員^たから、あなた

う さまざま とりあつか
が受けた様々な取 扱いのことをいいます。

「あなたが受けた処 遇」には、ここにいるほかの人が受けた取 扱いのこと、他の
しょうねんかんべつしょ
少年鑑別所でのこと、これから受けるかもしれない取 扱いのこと、かていさいばんしょ
家庭裁判所
ちようさかん あいだ
調査官との間 であつたことやかていさいばんしょ けつてい
家庭裁判所の決定などは含みません。

きゆうさい もうして ほうほう <救 済の申出の方法>

- ① ほうむだいじん たい きゆうさい もう で ばあい しょくいん つた
法務大臣に対して救 済を申し出たい場合には、職 員にそのことを伝えてく
ださい。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入
してください。
- ② その後、言いたいことを記入する「救 済申出書」と、書き方を説明した「作成
ようりよう か
要 領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。
- ③ 「救 済申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で 行い、ほ
かの人を手伝ってもらうことはできません。
- ④ 「救 済申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、
ほかんようふうとう い つくえ なか
保管用封筒に入れて、机 の中にしまってください。
- ⑤ 「救 済申出書」を作成したら、職 員に申し出てください。「救 済申出書」
いがい ふうとう はい しょくいん かくにん ふうとう ふう
以外のものが封筒に入っていないかを職 員が確認してから、封筒に封をしてく
ださい。このときに、ふうとう 買って じぶん つか ふうとう 買って も
封筒や切手は自分のものを使います。封筒や切手を持って
いない場合で、買うお金もない人は、しょくいん そうだん
職 員に相談してください。

あてさき ゆうびんばんごう どうきょうとちよだくかすみ せき
宛先は「郵便番号100-8977 東京都千代田区 霞 が関1-1-1

ほうむだいじん
法務大臣」です。

あなたが出した封筒は中身を開けず、そのまま法務大臣のところに届けられま
す。その後必要な手続がとられ、結果があなたのところに伝えられます。

- ⑥ この法務大臣に対する救 済の申出は、次のことに限り、あなたがここを退所

したあとも行^{おこな}うことができます。

ただし、退所した翌日から30日以内に限られますので、注意してください。

- 外国語の図書、新聞紙の翻訳をするための費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

- 面会のときに通訳するための費用や、手紙を出したり受け取ったりするとき
に翻訳する費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

- 差し止められた手紙や削除、抹消された手紙の一部分の写しを退所時に引き渡されなかったことについて苦情があるとき

- 職員から力^{ちから}ずくで体^{からだ}を押さえられたり、手錠^{てじょう}をかけられた場合や一般^{いっぱん}の部屋^{へや}から保護用の部屋^{ほごよう}（保護室^{へや}）に入れられたことについて苦情があるとき
（職員^{しょくいん}から有形力^{ゆうけいりょく}の行使^{こうしつ}等^いを受けた^{くじょう}）

救済^{きゅうさい}の申出^{もうしで}の手続^{てつづき}について分からないことがあれば、相談^{そうだん}を受ける職員^{しょくいん}
（相談員^{そうだんいん}）がいますので、相談^{そうだん}したいことがある人は申し出てください。相談員^{そうだんいん}

は相談^{そうだん}の内容^{ないよう}の秘密^{ひみつ}を守りますので、安心^{あんしん}して相談^{そうだん}してください。ただし、

相談員^{そうだんいん}の職員^{しょくいん}に、直接^{ちよくせつ}救済^{きゅうさい}の申出^{もうしで}等^{とう}をすることはできません。

(2) 苦情^{くじょう}の申出^{もうしで}

苦情^{くじょう}の申出^{もうしで}は、あなたが受けた処遇^{しよぐう}について、苦情^{くじょう}を申し出ることができ
る制度^{せいど}です。

苦情^{くじょう}の申出^{もうしで}は、審判日^{しんぱんび}が近くなっても、退所^{たいしよ}までに処理^{しよりに}が間に合^あ
ず、処理結果^{しよりにけつ}の説明^{せつめい}を受けられなくなることがあります

<監査官^{かんさかん}に対する苦情^{くじょう}の申出^{もうしで}の方法^{ほうほう}>

- ① 監査官^{かんさかん}に対する苦情^{くじょう}の申出^{もうしで}ができる日は限られています。監査官^{かんさかん}への苦情^{くじょう}の

申出^{もうしで}ができる日^ひが近づいたら事前^{じぜん}に知らせます。

- ② 監査官に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接をして伝える方法の2種類があります。監査官に対する苦情の申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えてください。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。
- ③ 書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「監査官苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。
- ④ 「監査官苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、ほかの人に手伝ってもらうことはできません。
- ⑤ 「監査官苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中に入れてください。
- ⑥ 「監査官苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

あなたが封をした封筒は中身を開けず、監査官のところに届けられます。

- ⑦ 監査官に直接会って、苦情を申し出る場合は、監査官との面接当日、監査官の面接の準備ができたときに声を掛けます。
- ⑧ 監査官に書面を提出したり、直接会って苦情を伝えると、監査官が必要な調査などを行い、結果があなたのところに伝えられます。

<少年鑑別所長に対する苦情の申出の方法>

- ① 所長に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接して伝える方法

の2種類があります。所長に対する申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えてください。「申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

② 書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「少年鑑別所長苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。

③ 「少年鑑別所長苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、ほかの人に手伝ってもらうことはできません。

④ 「少年鑑別所長苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑤ 「少年鑑別所長苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

あなたが出した封筒は中身を開けず、所長のところに届けられます。

⑥ 所長に直接会って、苦情を申し出る場合は、所長あるいは所長の指名した職員が話を聞きますので、準備ができたときに声を掛けます。また、必要に応じて、事前に言いたいことを紙に書いてもらうこともあります。

⑦ 所長に書面や直接会って苦情を伝えると、所長が必要な調査などを行います。

⑧ 調査が終わると、所長は、あなたが申し出た事実があったかどうか、事実があった場合にあなたが受けた処遇は正しかったと認めるかどうか、これから

少年鑑別所が改善すべきことは何かなどについて決めます。その結果は、所長
又は所長から指名を受けた職員があなたに伝えます。

(3) 注意点

(1)の救済の申出や(2)の苦情の申出をしたことによって、家庭裁判所
が不利な決定をすることはありません(そもそも、家庭裁判所には申出の内容
を伝えません。)

「法務大臣に対する救済の申出」と「監査官に対する苦情の申出」をした
場合は、申出をしたことをあなたの保護者へ通知します。

処理結果(法務大臣や監査官の判断)は、保護者が通知を希望するときで、
あなたが同意するときに保護者へ通知します。

また、職員があなたを不利益に取り扱うこと(例えば、職員が嫌がらせ
をするなど)はありません。

15 職員に相談したいことがあったとき

あなたに悩みごとや困っていることがある場合、職員が分かる範囲で、個別に
相談に応じますので、希望があれば申し出てください。また、少年鑑別所の職員
に伝えておきたいことなどがある場合についても、個別に相談に応じますので、
希望があれば申し出てください。

もしも、職員に相談を申し出たくても、直接に言い出しにくければ、希望が
あることを日記に書いてもいいです。

なお、あなたが申し出た時間や曜日によっては、すぐに応じるのが難しい場合も
ありますが、そのような場合も、できるだけ早く応じるよう努力しますので、遠慮
することなく申し出てください。

16 生活する上で心がけること

この冊子の一番初めに「生活のきまり」を説明しました。それに加えて、健康的に気持ちよく生活するために、次の点についても、できるだけ心掛けて生活しましょう。

- 食事はきちんと食べ、健康に気をつけましょう。
- 服装やみだしなみはきちんとし、だらしなくならないようにしましょう。
- 部屋はきちんと掃除し、いつも清潔にしておきましょう。
- 自分の物や借りたものは、きちんと管理し、大切に使うようにしましょう。
- 周りの人が嫌な思いをしないよう気を遣って生活を送りましょう。
- 整理整頓を心がけましょう。
- 言葉づかひや振るまいに注意して、礼儀正しくしましょう。
- 体の具合が悪いときは、早めに職員に申し出るようにしましょう。

17 審判と処分

(1) 審判

審判日が近づくと、だれでも気持ちがそわそわして、落ち着かなくなっています。そのため、事件のこと、これまでの生活、これからの生活については、ふだんから考えをまとめておきましょう。

<審判とは>

- 「審判」では、家庭裁判所の裁判官が処分を決定します。
- 家庭裁判所から審判の日が決まったという連絡がきたらすぐに知らせます。

<審判当日>

- 当日の朝、起床後すぐに部屋にある持ち物〔寝具類（枕カバー・シーツなど）

と衣類など] をまとめます。

- トイレなどもすませておきます。
- 自分の衣服に着替えてから家庭裁判所に行きます。
- 今まで使ってきた部屋です。審判当日の朝は、部屋(特にトイレ)の清掃を丁寧に
に行いましょう。
- 忘れ物をしないようにしましょう。

＜審判を受けるとき＞

- 審判廷まで職員と一緒にいきます。
- 審判ではきちんとした態度で臨み、質問にははっきりと答えましょう。

(2) 審判の結果(処分)

審判で言い渡される処分には、いろいろあります。主なものについて説明します。

また、審判時18歳以上の方は、「特定少年としての審判」を受けることとなります。この「特定少年としての審判」は、17歳以下の方とは、言い渡される結果(処分)が異なります。

I 保護観察

社会に戻って生活し、保護観察所の指導を受けます。遵守事項(決められた約束)を守り、保護司等の指導・助言を受けます。

また、特定少年としての審判で言い渡される保護観察は、以下の2種類です。

【6か月の保護観察】

【2年の保護観察】

このうち、【2年の保護観察】は、その期間中に重大な遵守事項違反(決められた約束を守らなかった)があった場合、少年院に収容されることがあります。

II 少年院送致

少年院で生活をしながら、再び非行や犯罪をしないための教育、健全な心身を養い、社会性を身に付けるための訓練等を受けます。少年院により、教育や訓練の内容は違います。

少年院の一般的な収容期間は12か月程度です。

ただし、収容期間については、家庭裁判所からの意見がある場合などは、期間が短くなる（6か月以内）ときもありますし、12か月を超える場合もあります。

また、特定少年としての審判で少年院送致を言い渡されるとき、家庭裁判所から「少年院に収容する期間」（少年院に収容できる期間の上限）が併せて言い渡されます。「少年院に収容する期間」は、3年以下の範囲で家庭裁判所が決めます。

「I 保護観察」で説明したように、2年の保護観察の間に、重大な遵守事項違反があった場合、家庭裁判所の審判を受けて、「少年院への収容」を言い渡されることがあります。この少年院は、「第5種少年院」と呼ばれます。第5種少年院への収容が言い渡されるとき、家庭裁判所から、少年院に収容することができる期間の上限についても、一緒に言い渡されます。この期間は、1年以下の範囲で家庭裁判所が決めます。このうち、実際に少年院で矯正教育を受けることになる期間は、11週間程度又は20週間程度であることが一般的です。

審判の際に裁判官から「第1種少年院送致」、「第3種少年院送致」などと処分について言い渡されます。少年院の違いについては下記のとおりです。

少年院の種類	対象・年齢
第1種少年院	おおむね12歳から23歳未満の者

だい しゅしょうねんいん 第2種少年院	おおむね 16歳から 23歳未満の者
だい しゅしょうねんいん 第3種少年院 (いりょうしょうねんいん 医療少年院)	心身に大きな病気や障害のあるおおむね 12歳から 26歳 未満の者
だい しゅしょうねんいん 第4種少年院	少年院において成人と同じ刑事罰の執行を受ける者
だい しゅしょうねんいん 第5種少年院	特定少年のうち、2年間の保護観察に付された者で、保護 観察中に重大な遵守事項違反があった者

Ⅲ 児童自立支援施設送致

児童自立支援施設という全寮制の学校のような施設で生活し、教育を受けます。

主に義務教育が終わっていない人が入ります。

Ⅳ 児童相談所長送致

社会に戻って生活し、児童相談所の児童福祉司等の指導を受けます。

Ⅴ 検察官送致

検察官に事件が送られ、成人と同じ手続で、地方裁判所で裁判を受けます。

また、次に当てはまる事件の場合、原則として検察官送致が言い渡されることにな
ります。

【事件時16歳以上で、故意の犯罪行為で被害者を死なせた罪（殺人、傷害致死
など）の事件】

【事件時18歳以上（特定少年）で、死刑、無期又は短期（法定刑（※）の下限

1年以上の懲役・禁錮に当たる罪（現住建造物等放火、不同意性交等、強盗、

組織的詐欺など）の事件】

※法定刑：ある犯罪に対して科すことができる刑罰の範囲（0年以上の懲役など）

VI 試験観察

これは、最終的な処分ではありません。家庭裁判所調査官がしばらく生活の様子をみて、もう一度審判を行い、最終的な処分を決めます。

試験観察には、次の2種類があります。

試験観察（在宅）	社会に戻って生活し家庭裁判所調査官の指導を受けます。
試験観察 （補導委託）	決められた会社などでの仕事等を通して社会人としての生活習慣などを学びます。

18 少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所の運営の改善向上のため、少年鑑別所視察委員会が設置されています。

(1) 視察委員会

視察委員会は、弁護士や医師などの少年鑑別所の職員ではない第三者により構成されています。少年鑑別所の視察を行い、その運営に関し、少年鑑別所の長に意見を述べるものです。

(2) 委員による面接

視察委員会の委員に対して面接を希望することができます。面接を希望する場合は、職員に申し出てください。また、視察委員会の委員があなたとの面接を希望することもあります。

なお、面接については、視察委員会の開催時期によって、希望しても面接を実施することができない場合もあります。

(3) 視察委員会への意見や提案の提出

視察委員会に対し、あなたから意見や提案を書面で提出することもできます。

ようし じゅんび
用紙は準備していますので、いけん ていあん ていしゅつ ばあい ようし いけん ていあん
意見を提案を提出したい場合は、用紙に意見や提案
か しょくいん もう て つうじょう てがみ じぶん びん しよう
を書いて職員に申し出てください。通常の手紙のように、自分の便せんを使用
ていしゅつ
して提出することもできます。

ていしゅつ いけん ていあんないよう しょうねんかんべつしょ しょくいん けんさ
なお、提出する意見や提案内容は、少年鑑別所の職員が検査することはあ
りません。りょうしやない せっち ていあんないこ じぶん とうかん きさい
寮舎内に設置してある提案箱に自分で投函してもらいますので、記載
したら しょくいん もう て
したら職員に申し出てください。

しょうねんかんべつしょ せいかつ Ⅱ 少年鑑別所での生活

1 せいかつひょう 生活表

ようび 曜日 じかん 時間	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金	へいじつ 平日 きょうつう 共通	ど 土	にち 日	
	7:00	きしやう あさ あいさつ ・ テレビたいそう ちやうしょく ・ ちや こうかん 起床・朝の挨拶・テレビ体操・朝食・お茶の交換 み 身のまわりのせいとん せんたくものかいしゅう そうじ 身のまわりの整頓・洗濯物回収・掃除							
8:25	じこてんけん 自己点検								
8:40									
9:00	せいかつてんけん 生活点検							しよせきかしだ 書籍貸出し	じべんひん 自弁品
9:10	ぶつびんかんけいうけつけ こうふ りようち たくさ 物品関係受付 (交付・領置・宅下げ)					ちやうさ めんせつ 調査・面接		きぼううけつけ 希望受付	こうにゅううけつけ 購入受付
9:20						しんりけんさ 心理検査		かだい 課題VTR	かだい 課題VTR
10:00	そうさくかつどう 創作活動					めんかい しんさつ 面会・診察		かんそうぶん びようが 感想文/描画	かんそうぶん 感想文
11:00	こがいうんどう ・ じしゅがくしゅう 戸外運動・自主学习					※にゅうよく 入浴		しつないうんどう ・ じしゅがくしゅう 室内運動・自主学习	
11:30									
13:00	ちゅうしょく きゅう 昼食・休けい								
13:30	かだいさくぶん 課題作文					ちやうさ めんせつ 調査・面接		かだいさくぶん 課題作文	
14:30	しつないうんどう ・ じしゅがくしゅう 室内運動・自主学习					しんりけんさ 心理検査		ごらく 娯楽VTR	
15:30	じしゅがくしゅう ちや こうかん 自主学习・お茶の交換					めんかい しんさつ 面会・診察		ちや こうかん お茶の交換	
16:00	きょうよう 教養VTR・感想文					※にゅうよく 入浴		しつないうんどう ・ じしゅがくしゅう 室内運動・自主学习	
16:30									
18:00	ゆうしょく きゅう 夕食・休けい								
19:00	しよくいんこうわ じこてんけん にっき しよせきかしだ きぼううけつけ げつ もく きょうようほうそう きん 職員講話・自己点検・日記・書籍貸出し希望受付 (月～木) / 教養放送 (金)								
21:00	よる あいさつ どくしょ テレビしやう 夜の挨拶・読書・テレビ視聴								
	げんとう しゅうしん 減灯・就寝								

※ にゅうよくじっしび げつ すい きん
入浴実施日は月・水・金です。

※ こがいうんどう じっしじかんだい ぜんじつ ほうそう あんない
戸外運動の実施時間帯は前日に放送で案内があります。

※ びようが してい だいい え か
描画とは、指定された題の絵を描くことです。

せいかつひょう きさい じかん めやす せいかつ ないよう しょくいん ぜんたい
生活表に記載の時間はあくまでも目安です。生活の内容については職員が全体
ほうそう かいし しゅうりょう あんない ぜんたいほうそう しじ したが
放送で開始や終了の案内をしますので、全体放送の指示に従ってください。

★ 入浴は、月曜日と水曜日と金曜日の3回です。

★ 自弁品の交付は水曜日に行います。

★ 生活の内容は、後のページにくわしく書いてありますので、よく読んでください。

2 一日の生活の流れ

しょうねんかんべつしょ せいかつひょう き せいかつようりょう したが せいかつ
少年鑑別所では、生活表に決められたとおりの生活要領に従って生活をして
いきます。起きてから寝るまでの、主な生活要領とその時の動きを説明していきま
すので、早く覚えて、きちんと生活しましょう。

(1) 起床(朝の挨拶)

○ 朝、起きる時間は7時です。それまでに目がさめても、ふとんに入ったまま静
かに横になっていてください。ほかの人が寝ていますから、勝手に起きてふとん
をたたんだり、顔を洗ったり、本を読んだりしてはいけません。

○ 5分前から音楽が流れます。音楽が流れている間は、まだ、体を横にして
おいてください。その後、「起床」の放送があったら、掛けふとんと毛布(夏季は
タオルケット)を足元側に半分に折り、廊下側を向いて、敷きふとんの上に座っ
て職員が来るのを待ちます。職員が部屋の前に来て挨拶をしたら、「おはよう
ございます。」と挨拶をします。体の調子が悪い時や、医者にみてもらいたいと
ころがあれば、「〇〇が痛いです。」とか「△△をみてもらいたいです。」などとそ
の時に言います。

○ 挨拶がすんだら、ふとんをたたみ、パジャマから室内着に着がえます。

○ 着がえがすんだら、顔を洗ったり、部屋の整理整頓をします。

(2) テレビ体操

- 「テレビ体操開始」の放送で、テレビのスイッチを入れ、窓をあけます。
- 画面の動きに合わせて、元気よく体を動かします。
- 医者から、病気やけがなどで運動を制限されている場合には、その指示を守ってください。

(3) 食事

- 「配食」の放送が流れたら、手を洗い、机の上におぼんをおいてから、食事が配られるのを座って静かに待ちます。
- 職員から食事が配られた時には、立ち上がって受け取り、おぼんの上に食事を置いて、全部そろったら「いただきます。」と言って食べはじめましょう。
- 食事は、机に向かってぎょうぎよく食べましょう。
- 食事は、栄養やカロリーを計算して作られています。好き嫌いせず、なるべく全部食べるようにしましょう。
- 残した物は、そのまま弁当容器に入れて出します。トイレや洗面台に流してはいけません。食事の時に配られた、ふりかけやしょうゆ、ソースなどのごみも、弁当容器に入れて出します。
- 弁当容器と別に配られた物（牛乳など）は、かさばらないように小さくたんで食器出し入れ口（食器口）に出します。
- 食事が終わり、職員が食器を集めて来たら「ごちそうさまでした。」と挨拶をしましょう。その後、必ず食器出し入れ口（食器口）やおぼんをふいておきます。使ったふきんは、きれいに洗っておきます。

(4) お茶

- お茶は、1日に2回、朝食の時と午後3時ごろに配ります。

- ポットの中をよく洗い、ふたをはずして食器出し入れ口（食器口）に出しておきます。
- お茶が配られたら、立ち上がって受け取りましょう。
- 受け取ったら、ポットや食器出し入れ口（食器口）をふきんでふきましよう。
- ポットのお茶は必ずカップ（湯飲み）を使って飲みます。
- ポットのお茶がなくなったら適宜追加しますので、職員に申し出てください。

(5) 休けい時間

- 食事が終わったら休けいをします。昼食後と夕食後は、まくらと毛布（夏季はタオルケット）を使って横になってもかまいません。これ以外の時は勝手に寝ころがってはいけません。
- 音楽が流れますが、歌を口ずさんだり、鼻歌を歌ったり、口笛を吹いたり、おどったり、ものを叩いて音を出したり、リズムをとったりしてはいけません。

(6) 部屋の掃除

- 掃除は毎朝行います。掃除の前は、新鮮な空気を入れるため、窓をあけましよう。
- 掃除は、すみずみまできれいにします。「終了」の放送があるまでしっかりとやりましよう。特に、便器や洗面台はていねいに行います。
- 便器の所にかかっている黄色のぞうきんはトイレ専用です。トイレ以外をふく時は、洗面台の下にある白いぞうきんを使います。
- 窓のあみ戸は破れやすいので触ってはいけません。ぞうきんでふいたりほうきではいたりする必要もありません。
- 掃除が終わったら、部屋の中のものをきちんと整理ましよう。
- ぞうきんが破れるなどして使えなくなったら、新しい物と交換してもらいま

しょう。

(7) 自己点検

- 「自己点検」は、毎日、午前8時25分から午前8時40分までと、午後6時15分から午後6時30分までの2回行います。
- 自己点検というのは、自分の過去、現在、これからのことや今日一日の自分の行動について深く考えることを言います。自分という人間を静かによく見つめてみましょう。
- 自己点検の姿勢は、正座でも足をくずしてもかまいません。目は閉じても閉じなくてもかまいませんが、集中して取り組むようにしましょう。単独室の人は、机と反対側の壁の方を向き、壁から少し離れて座ります。共同室の人は、各自の机の前に座ります。
- 夕方の自己点検の前に職員の話（職員講話）があります。自己点検のヒントになるかもしれませんので、素直な気持ちで聞いてください。

(8) 生活点検

- 平日の朝に、部屋の整頓や掃除がきちんと行われているかを見るために部屋の点検をします。生活点検の準備をするように言われたら、トイレのふたと便座（座る部分）を上げ、机の上に筆記用具を（冬季は手袋も）出しておきます。職員が来たら、窓をあけ、サンダルとごみ箱を持って廊下に出ます。部屋を出る時は身なりを整えて、ざぶとんは机の下にしまいます。
- 廊下に出たら、ごみを捨て、身体をチェックを受けて部屋の入口に腰をおろして、点検が終わるまで下を向いておきます。周りの人やほかの部屋をのぞかないようにしましょう。掃除のやり直しなどを指導された場合は、すぐにやり直します。

- ごみ箱の内側は、ちり紙できれいにふいて、ごみ箱の中（底）に、ちり紙を置いておきましょう。

(9) 教養講座放送

- 金曜日の午後6時45分から、約15分間、ここでの生活やこれからの自分について参考になるような話を放送します。
- 日記記入が終わっていない人は、この時間帯に書き上げてください。

(10) 夜の挨拶

- 夜の挨拶を行う放送があったら、廊下側を向いて座り、職員が来るまで静かに待ちます。手紙の発送を希望する人は、食器口の上に宛名を下にして手紙を置いておきます。
- 職員が来て挨拶をしたら、「おやすみなさい。」と挨拶をします。体調が悪い時などはその時に言ってください。
- 挨拶が終わったら、簡単にはき掃除をし、ふとんをしき、パジャマに着がえましょう。単独室の人で、まだ寝る準備をしたくない場合は、その後、テレビ視聴終了時刻までに行ってください。
- ふとんは、廊下側に頭、トイレ側に足が向くようにしき、壁から離して部屋の中央にしいてください。共同室の人は、指示された順番でふとんをしきます。

(11) テレビ視聴

- 毎日、決められた時間にテレビを見ることができます。
- テレビを見る時は、ふとんの上で寝ながら見てもかまいません。ふとんをしいていない場合は、横になってはいけません。
- チャンネルや音量・スイッチなどの使用について、指示された方法を守って使います。

- テレビを見る時は、大きな声で笑ったり、わざと変な声を出したり歌を歌ったりしてはいけません。

(12) 就寝

- 午後9時に部屋のあかりを暗くします。その後、本を読んだり、おしゃべりしたりしてはいけません。翌朝まで静かに眠りましょう。
- かけぶとん（夏季はタオルケット）を掛けるのは首までとし、顔や頭までかぶってはいけません。

3 単独室生活

単独室（一人部屋のこと）での生活の仕方を図や写真を使って説明します。よく読んで、早めに生活の要領を覚えましょう。なお、用事があるときは報知器をおろしてください。ほかの人も生活していますから、緊急の場合を除き、大きな声を出して職員を呼び止めることはやめましょう。

～単独室の見取り図～

- 日記や課題、学習や読書は机に向かって座って取り組みます（机は中央の畳の上に置き、テレビがある方の壁に寄せておきます。）。
- 勝手に机や布団の位置を動かしてはいけません。
- サンドルはかかとをそろえて置きます。
- 休けい及びテレビ視聴時間中以外は、横になってはいけません。
- 用便時以外は、便器に座ってはいけません。
- トイレ使用時や着替えの際は、カーテンを引き、それ以外は壁側に寄せてください。



★ふとんの整頓方法

ふとんは、下の写真と図のとおりせいとんに整頓し、トイレよりのたたみの上うえにおきます
(寝具の種類やカバーの色が異なる場合があります。)



かけぶとんの丸い折り目
を部屋側にする。

しきぶとんは、S字に三つ
お折りにします。

まくらを扉側、カゴをトイレ側
にします。まくらカバーの余った
部分は、下側に折り曲げます。

毛布(夏はタオルケット)やシーツも
ふとんの向きにあわせてそろえる。

部屋によっては、向きが逆になる場合があります。

折り目の少ない方を扉側
にする。

★棚の使い方



上のだんには、本やポットなどをならべて
おきます。

ほそ長くなっているところには、カップや、はし、
スプーンを乗せたおぼんをしまい、ふきんをかぶ
せておきます。

歯みがき粉や歯ブラシはおぼんの横において
おきます。

★その他

- 食器を洗うための洗剤やスポンジは、洗面台の上におきます。棚の上には絶対におかないこと。
- 洗剤を使いすぎないこと。少量で十分です。
- 食器を洗う洗剤がなくなったら、申し出ること。
- 水道のじゃぐちのネジ等は触らないこと。
- 水は出しっぱなしにせず、こまめにとめ、節水を心掛けましょう。

4 共同室生活

共同室（集団の部屋のこと）では、ほかの人と一緒に生活をするがあります。その場合は、同じ部屋の人たちと協力して生活しましょう。

気をつけることや、生活の仕方を説明しますので、よく読んでください。

★気をつけること

- さわいだり、必要のないことを話したり、目を合わせてニヤニヤしたりせず、きまりを守って生活をします。
- 机の位置は決められています。勝手に動かしたり、ほかの人と机をくっつけたりしてはいけません。
- 寝る時は布団や机を指示されたところにきちんとならべておきます。
- ほかの人の持ち物に（職員の許可なく）触ったり、机やロッカーの中をのぞき込んだりしてはいけません。
- 部屋を出る時は、机の上をきちんとかたづけおきます。

5 創作活動・課題作文・日記・描画

鑑別の参考にしますので、しっかりと取り組みましょう。なお、ここで書いたものは、少年鑑別所から出るときに持ち帰ることはできません。

(1) 創作活動

- 平日（月曜日から金曜日）の午前中は、創作活動の時間です。
- 入所の翌日から、1日に1テーマを目安に、計画的に順番に進めていきます。審判前日には、できるだけすべてのテーマを終えるようにしましょう。
- 各テーマの説明文をしっかりと読んでから取り組んでください。絵や文章のうまい・へたを見るものではありませんので、素直な気持ちでそのまま書きましょう。
- 調査官調査や面接、取調べなどがあって午前中にできなかった時は、午後に時間を見つけて取り組みましょう。午後にもできなかった人は、次の日にまわしてじっくりと取り組んでください。
- 色鉛筆は、創作活動や絵画の色ぬりに使います。雑記帳や日記帳などに使うてはいけません。（学習ワークブック「STEP」の答案用紙には、自己採点用として赤色の色鉛筆を使うことができます。）
- 創作活動帳は、夕方、日記帳と一緒に集めます。途中までしかできなかったり、その日に何も書けなかったりした人も、職員に渡してください。

(2) 課題作文

- 日記・作文帳（緑色）の課題作文は、毎日、午後1時から午後1時30分の間に書きます。
- 課題作文は1日に1つの題について書きます。12日目までは、その日の題が

決められていますので、よく考えて、ていねいに書くようにします。

- 決められた題が全部終わったら、日記・作文帳の最初のページにある題の中から自由に選んで、日にちと題名と作文を書きます。
- 課題作文の時間に、調査官調査や面接、取調べなどがあつた時は、部屋に戻つてから時間を見つけて書くようにしましょう。

(3) 日記

- 日記は、夕方の自己点検の後に書きます。思ったことや感じたことを自由に書いてください。
- ほかの人に見せてはいけませんし、ほかの人ののをのぞいたり、読んだりしてもいけません。
- 決められた時間以外に書いてはいけません。
- 心配ごとや悩みごと、相談したいことがあれば遠りよなく書くようにしてください。書き終わったら、創作活動帳・雑記帳（私物のノートも）・学習ワークブック「STEP」の答案用紙と一緒に食器出し入れ口（食器口）に出しておきます。

(4) 描画

- 第1週目と第2週目の土曜日の午前中に指定された題の絵を描きます。
- 第1週目の題は「家族」、第2週目の題は「雨の中の私」です。
- 指定された題ごとに画用紙が渡されるので色鉛筆を使って描いてください。
- 絵の上手・下手を調べるわけではありませんので自分の思うとおりに描いてください。
- 描き終わったら、画用紙の裏面に書いてある質問に答えてください。

6 教養VTR・課題VTR

- 平日の午後3時30分からは、教養VTRの時間となります。土曜日・日曜日の午前中は課題VTRの時間です。ただし、土曜日の午前中にある課題VTRは第3週目から視聴します。メモをとるノート以外、机の上をきれいにかたづけてから見ましょう。
- VTRを見た後に、その感想を、日記・作文帳の「VTRの感想」のところに書きます。調査官調査などで、VTRを見ることができなかった場合は、「〇〇のために見ることができませんでした。」とそのわけを書いておきます。

7 絵画

- 自主学習時間帯に、やりたい人は絵画をすることができます。やりたい人は申出をして画用紙をもらってください。
- 絵画のテーマは自由です。ただし、使用できる筆記具はシャープペンシル（もしくは黒鉛筆）と色鉛筆のみとし、その他の筆記具は使用できません。また、画用紙を破って使用することもできません。
- 絵画は、一日で仕上げる必要はありません。一枚を何日もかけて描いても構いません。
- 描いた絵画は、手元の絵画用ファイルに閉じておいてください。なお、少年鑑別所から出るときに、作品を持ち帰ることはできません。
- 完成した作品を少年鑑別所内で掲示する場合があります。掲示を希望しない人は画用紙の裏に「掲示を希望しません。」と書いてください。

8 学習等

(1) 学習

少年鑑別所にいる間は、自分の苦手な部分の勉強をする良い機会です。特に中学生や進学を希望している人は、自主学習の時間をうまく利用しましょう。

- 学習用の本は、何冊でも差し入れてもらうことができます。
- 小学生用から中学生用までの問題集や教科書をそろえてありますので、希望する人は申し出てください。
- 学習ワークブック「STEP」（「解答・解説」、「問題・答案用紙」）を全員に配っています。自主学習に活用してください。「問題・答案用紙」は1日目から28日目までありますが、自分のペースで自由に組み合わせてもらってかまいません。「解答・解説」はみんなが使うものですから、書き込みなどをせず、大切に使いましょう。「問題・答案用紙」は直接書き込んで使用します（採点や丸付けには赤色鉛筆を使うことができます。）。
- 学校への提出物などで記入の必要がある人は、職員に申し出てください。
- 義務教育期間にある人（中学生）や、特に希望する人に対して、外部講師から補習授業を受ける機会を用意しています。外部講師から直接教えてもらったり、分からないところを質問したりできるいい機会です。積極的に参加してみましょう。
- 中学生の人や高校進学を希望している人は、各教科の学習をするための学習支援機器を用意しています。

少年鑑別所で用意してあるソフトを一覧表にしました。

学習支援ソフト一覧

<p>学習用ソフトの種類</p>	<p>・5教科（国語、数学、英語、理科、社会（地理、歴史、公民））</p> <p>・9教科（5教科 + 4教科（音楽、美術、技術・家庭、保健体育））</p> <p>・高校受験5教科</p> <p>※5教科と9教科は、中学の各学年分が用意してあります</p>
------------------	--

少年鑑別所で各教科の勉強をしたい人は、職員に申し出てください。

学習支援機器の使用方法について説明します。

○ 中学生の人や高校進学を希望している人には、分度器や三角定規等の学習用の文房具も用意しています。使用を希望する人は、職員に申し出てください。

○ そのほか、希望する人に立体パズルの貸出しを行っています。使用を希望する人は、職員に申し出てください。

(2) 健全な育成のための支援

民間協力者から仕事につく準備をするための話を聴いたり、求人情報（働き手を募集している会社やその仕事内容についての情報）の提供を受けたりできる機会があります。また、少年鑑別所の職員から一般的な教養、社会常識などの話を聴く機会や、民間協力者から軽運動の指導を受ける機会もあります。参加したい人は、入所した次の週から希望を出すことができます。実施する日が決まったら、放送で知らせますので、参加を希望する人は職員に申し出てください。ただし、希望した場合でも、調査や面接、その他の都合等により参加できないことがあります。

9 ざっきちょう 雑記帳・ノート

しょうねんかんべつしょ あいだ ざっきちょう しぶつ じぶん か
少年鑑別所にいる間、雑記帳や私物（自分で買ったりしたもの）のノートを使う
ことができます。

(1) ざっきちょう 雑記帳

- ざっきちょうを さつわた べんきょう つか
雑記帳を1冊渡しますので、勉強に使ったり、絵を描いたり、思いついたこ
とをじゆうにか
とを自由に書きましょう。
- きりとったり、やぶ
切りとったり、破ったりしてはいけません。
- しょうねんかんべつしょ いろえんぴつ しよう
少年鑑別所の色鉛筆を使用してはいけません。
- けんさのため だ
検査のために出すように言われたときはいつでも出してください。
- ざっきちょう しょうねんかんべつしょ なか つか
雑記帳は、少年鑑別所の中だけで使うものですから、出るときに持って帰る
ことはできません。そのつもりで使いましょう。
- さつつか お つぎ あたら ざっきちょう わた
1冊使い終わったら、次の新しい雑記帳を渡しますから、申し出てください。

(2) しぶつ 私物ノート

- ざっきちょういがい、さしい じぶん かね か しぶつ つか
雑記帳以外に、差入れや自分のお金で買った私物のノートを使うこともできま
す。自分のノートであっても、破ったりしてはいけません。その他、ノート表紙
うら
裏の「ノート使用心得」を守って使用してください。
- しょうねんかんべつしょ いろえんぴつ しよう
少年鑑別所の色鉛筆を使用してはいけません。
- けんさのため だ
検査のために、出すように言われたときは出してください。
- しぶつ しょうねんかんべつしょ で とき も かせ
私物ノートは、少年鑑別所を出る時に、持ち帰ることができます。

10 じしん か じ お もし地震や火事が起きたら

- おおじしん か じ お とき いちばんたいせつ おおこえ
大地震や火事が起きた時に一番大切なことは、あわてたり、大声をあげたりし
ないで、お っ ちやう じやくいん しじ したが
落ちて、落ち着いて職員の指示に従うことです。あわてて騒いだりすることが

ことが一番危険です。職員を信頼してください。

- 強い地震が起きたら、すぐに防災座布団を頭にかぶり、更にふとんや毛布を頭からかぶって身体全体を守るようにして、単独室の場合は食器口の下にしゃがみ、共同室の場合は廊下側の棚のない方の角にしゃがみ、職員の指示を待ってください。
- この建物は、かなり強い地震に耐えることができる設計となっていますから、壊れる心配はまずありません。
- 火災の場合は、けむりを吸い込まないように体を低くし、タオルをぬらして口と鼻に当て、職員の指示を待ってください。
- もし、避難する必要がある場合には、職員が誘導します。その時、毛布やタオルを忘れないで持ってきてください。あわてたり、パニックになったりすると大勢の人の命を危険にさらすこととなります。職員の指示に従い、静かにきびきびと行動してください。
- 「災害は忘れたころにやってくる。」と言います。ふいの災害に備え、ふだんからしっかりと心構えをもちましょう。

11 国民年金（公的年金）制度について

わが国の平均寿命は世界一の水準に達しています。また、核家族や就業形態の変化などの大きな社会構造の変化により、個人の貯蓄はもとより子供による私的な扶養だけで老後の生活を送ることが難しくなってきました。公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考えのもとで形成されてきた制度です。もし、公的年金制度がなかったらどうなるでしょう？現役世代は、自分

こども そだ りょうしん しおく じぶん ろうご たくわ おこな ひつよう しょう
 の子供を育てつつ、両親に仕送りして、自分の老後の蓄えも行う必要が生じて
 きます。

くに ねんきんせいど じゅうらい たいしょう こうせいねんきん こうむいんとう
 わが国の年金制度は、従来サラリーマンを対象とする厚生年金、公務員等を
 たいしょう きょうさいねんきん じえいぎょうしゃ たいしょう こくみんねんきん ぶんりつ
 対象とする共済年金、自営業者などを対象とする国民年金というように分立し
 ていました。しかし分立した制度体系のままでは、ざいせいきばん ふあんてい ちょうきてき
 安定が図れません。また、かenyū せいど きゅうふ ふたん ふこうへい しょう おそ
 加入している制度により給付や負担に不公平が生じる恐
 れがあります。そのため、しょうわ ねん ほうりつかいせい こくみんねんきん うんよう はんい すべ
 の国民に拡大されました。かんたん い
 簡単に言うと……

こくみんねんきんせいど としお しょうがい しぼう こくみん せいかつあんてい こそ
 「国民年金制度とは、年老いたり、障害や死亡によって、国民の生活安定が損な
 われないよう、こくみん れんたい かね だ あ こくみんぜんたい せいかつ い じ
 国民が連帯してお金を出し合い、国民全体の生活を維持することを
 もくてき せいど
 目的とした制度です。」

ということなのです。では、つぎ かにゆうしゃ しゅるい み
 次に加入者にはどんな種類があるのか見ていきましょ
 う。

(1) 加入者の種類

にほんこくない す さいいじょう さいみまん ひと すべ こくみんねんきんほけん はい
 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金保険に入
 ることを義務付けられています。

かにゆうしゃ ひほけんしゃ しゅるい い か
 加入者（被保険者）の種類は以下のとおりです。

しゅるい 種類	せつ めい 説明	ほけんりょう しはら ほうほう 保険料の支払い方法
だい ごう 第1号	にほんこくない じゅうしょ も さいいじょう 日本国内に住 所を持つ20歳以上 さいみまん じえいぎょうしゃ のうぎょう きよぎょう 60歳未満の、自営業者・農業や漁業に じゅうじ ひと がくせい 従事している人・学生など	じぶん ぜんがくしはら 自分で全額支払う。
だい ごう 第2号	こうむいん かいしゃづと 公務員や会社勤めのサラリーマン	かいしゃ きゅうよ さ ひ 会社の給与から差し引

	(65歳未満)	かれる。
第3号	第2号被保険者に扶養される、20歳以上60歳未満の配偶者	支払わなくてよい。

(2) 年金の種類

現在の年金の種類は3種類に分かれています。年金というと「お年寄りのためのもの」と思ってしまうがちですが、若い人にとっても意外と身近なものです。

種類	説明
老齢基礎年金	原則65歳になった際に支払われる年金
障害基礎年金	病気やけがで障害が残ったときに支払われる年金
遺族基礎年金	生計を維持していた人(一家の働き手)が死亡したときの遺族に支払われる年金

年金は保険料を支払っている期間(基本的には10年以上)が不足していると、支給されない場合があります。そのため、定職に就かないで若いうちから保険料を支払わないと、将来年老いたときや重い障害を負った場合に年金を給付されず生活に困ることになります。納付期限までに払うことができなくても、期限から2年以内であれば支払うことができます。

老後の生活実態を見ても、公的年金や恩給を受給している高齢者世帯の約6割の世帯が公的年金や恩給のみで生活しています。公的年金は、老後生活の主要な柱として暮らしを支える大きな力となっているのです。

12 少年鑑別所で行う不在者投票について

平成27年に公職選挙法の一部が改正され、選挙で投票できる年齢が18歳以上となりました。投票日当日に少年鑑別所に在所している人は、投票所に行き投票することができませんが、その代わりに、希望すれば少年鑑別所で不在者投票を行うことができます。不在者投票の手続等については、以下のとおりです。

(1) 不在者投票ができる人

日本国民で、当該選挙の投票日に満18歳以上の人は、衆議院議員選挙と参議院議員選挙の投票ができます。また、知事選挙や市町村長選挙、地方議会議員選挙については、日本国民で、当該選挙の投票日に満18歳以上であり、その区域に引き続き3か月以上住所を有する場合、その区域で行われる選挙に投票することができます。ただし、不在者投票を行うためには、市町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。また、公職選挙法第11条の規定により、刑の執行を受けている人などは、選挙権がない場合があります。自分に選挙権があるかどうかわからない人は、職員に相談してください。

(2) 選挙がある場合のお知らせについて

衆議院議員選挙等の国政選挙や、当所の所在する地域において実施される地方選挙については、選挙が行われることとなった場合、放送等でお知らせします。しかし、日本全国で行われるすべての選挙についてお知らせすることはできないため、当所の所在する地域以外で行われる選挙に不在者投票を希望する場合は、自ら職員に申し出てください。

(3) 投票用紙の請求について

不在者投票を行うために、投票用紙と投票用封筒を自分で市町村の選挙

管理委員会の委員長に請求することもできますが、少年鑑別所長に対し、あなたの代わりに請求することを依頼することもできます。

請求方法がわからない場合、投票を希望するときに、職員に確認してください。

(4) 不在者投票の希望の申出について

不在者投票を行う場合、投票用紙の請求等に時間がかかるため、不在者投票を行いたいときは、速やかに職員に申し出てください。申出があった日時によっては、手続きが間に合わず、不在者投票が実施できなくなる場合があります。

私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまな場で暮らしています。私たちの生活や社会をよりよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙です。日本は、国民が主権を持つ民主主義国家です。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる、最も重要かつ基本的な機会です。貴重な機会ですので、この制度を有効に活用してください。

13 マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、マイナンバーを証明する書類や本人確認書類として利用でき、また、マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書などの活用により、行政手続のオンライン申請や、市区町村によっては、コンビニなどで住民票の写しなど公的な証明書の取得等についても可能となります。

あなたが、マイナンバーカードの申請・更新などを希望するときは、必要に応じて、以下のとおり対応しますので、職員に申し出てください。ただし、あなたが15歳未満である場合には、保護者等がマイナンバーカード交付申請書の代理人欄に記名す

ひつよう しょうねんかんべつしょ たいおう ほごしゃとう そうだん
る必要があり、少年鑑別所では対応できないため、保護者等に相談してください。

(1) かおじゃしん さつえい こうふ
顔写真を撮影し、交付すること。

(2) しんせい こうふ ほんにんかくにんしよるい かおじゃしん しょうめい しよるい
カードの申請・交付のための本人確認書類として、顔写真を証明した書類で
ある「かおじゃしんしょうめいしょ さくせい こうふ
顔写真証明書」を作成し、交付すること。

(3) ほごしゃとう だいいり う と さい ひつよう しよるい ざいしよしょうめいしよとう はっこう
保護者等が代理で受け取る際に必要な書類(在所証明書等)を発行すること。

ほごしゃとう だいいり う と ばあい しょくいん そうだん
保護者等が代理で受け取ることができない場合は、職員に相談すること。

女子のひとは・・・

- 着替えやトイレの時は必ず部屋のカーテンを閉めて行ってください。
- 返却された洗濯後の下着類はきちんとたたみ、ロッカーの中にしまっておきましょう。
- ショーツは毎日交換しましょう。使った下着は洗濯ネットに入れてしまっておきましょう。少年鑑別所から貸与された下着と「無料洗濯願」を出している人の私物の下着は入浴の日に洗濯します。洗濯ネットに入れている使ったショーツは、入浴場で下洗いをして、再び洗濯ネットに入れ、洗濯に出してください。私物の下着は、紛失のおそれがあるので、必ず洗濯ネットに入れてください。少年鑑別所から貸与される下着シャツやタンクトップは、洗濯ネットに入れなくてください。無料洗濯を希望しない人は、個別に申し出てください。
- 洗濯ネットには部屋の番号が書いてあります。部屋がえの時には洗濯ネットから中の物を取り出して元の部屋においていってください。
- 髪の長い人には髪ゴムを渡します。日課が始まったら、髪をきちんと結んでおきましょう。

生理（月経）が始まったら・・・

- 生理が始まったら（始まりそうになったら）、生理用品を渡しますので女性の職員に言ってください。女性の職員がいない時は男性の職員でもかまいません。
- 生理用品のごみは、包んで三角の汚物入れに捨ててください。汚物入れはビニール袋をかけて使い、ごみがいっぱいになったら、ビニール袋をしばって生活点検のごみ捨ての時に、ごみ箱に捨てましょう。ビニール袋は、女性の職員に言ってもらいましょう。

- 衣類いるいや寝具しんぐなどを汚よごしてしまった時は 職員しよくいんに申し出もうでてください。
- 生理痛せいりつうがひどい人は遠とほりよせえんずに申し出もうでましょう。
- 生理せいりは病気びょうきではなく、女性じよせいの体からだが順調じゆんちように機能きのうしているサインです。体からだを清潔せいけつにして、明あかるい気持きもちちで過すごしましょう。